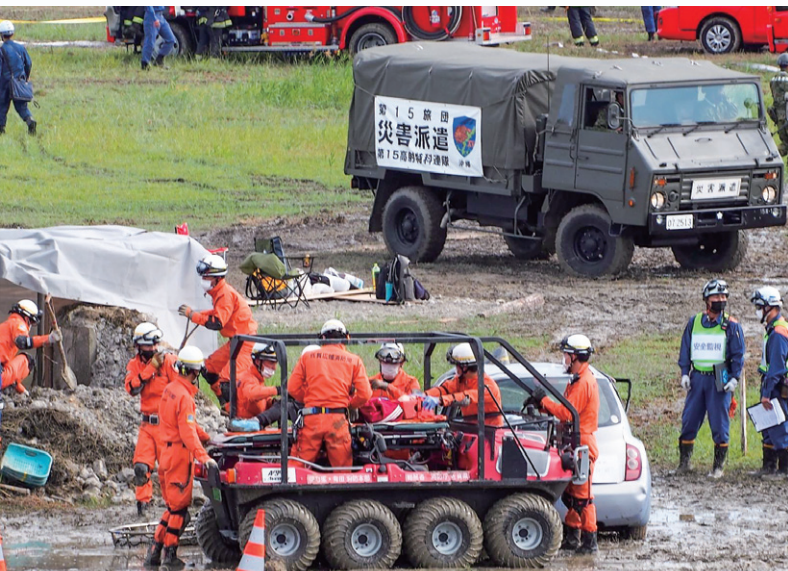


# 消防の動き



2023  
**2**  
No.622

- 令和4年版 消防白書の概要
- 直通階段が一つの建築物向けの避難行動に関するガイドラインの策定について



消 防 庁  
Fire and Disaster Management Agency





# 目次

CONTENTS

特報1

令和4年版 消防白書の概要 ..... 4

特報2

直通階段が一つの建築物向けの避難行動に関するガイドラインの策定について ..... 13

令和5年2月号 No.622

**巻頭言** 「災害に強いまちづくり」を目指し（福岡市消防局長 内村 弘文）

## Topics

「令和4年度石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」の結果について.....	18
「地域防災力充実強化大会in奈良2022」の開催について.....	21
映画とタイアップした少年消防クラブ員募集ポスターの作成.....	23

## 緊急消防援助隊情報

令和4年度緊急消防援助隊九州ブロック 合同訓練の実施結果について.....	24
令和4年度緊急消防援助隊関東ブロック 合同訓練の実施結果について.....	26

## 先進事例紹介

行政手続のオンライン化の取組について 神戸市消防局（兵庫）.....	28
---------------------------------------	----

## 消防通信～望楼

小山市消防本部（栃木県）／伊丹市消防局（兵庫県） 奈良市消防局（奈良県）／筑紫野太宰府消防組合消防本部（福岡県）.....	31
--	----

## 消防大学校だより

予防科における教育訓練.....	32
航空隊長コースにおける教育訓練.....	33

## 報道発表

最近の報道発表（令和4年12月21日～令和5年1月20日）.....	34
------------------------------------	----

## 通知等

最近の通知（令和4年12月21日～令和5年1月20日）.....	35
広報テーマ（2月・3月）.....	35

## お知らせ

一般公開のお知らせ.....	36
令和5年3月1日（水）から7日（火）春季全国火災予防運動を実施します！.....	38
林野火災を防ごう！～全国山火事予防運動～.....	39
消防団への加入促進.....	40
消防防災分野の国際協力について.....	41



■ 表紙  
本号掲載記事より

# 「災害に強いまちづくり」 を目指し



福岡市消防局長 内村 弘文

福岡市は古来からアジア大陸との交流の歴史に育まれ、九州の中核都市として発展してきました。現在は歴史的、地理的に関係の深いつながりを活かし「人と環境と都市活力の調和がとれたアジアのリーダー都市」を目指して、新しい時代の都市づくりに取り組んでいます。人口は163万人を超え、企業の立地や創業が進み、元気なまち、住みやすいまちとして国内外から高く評価されています。また、福岡市は充実した都市機能と豊かな自然環境が近接したコンパクトな都市であり、海や山などの自然を身近に感じられる一方で、都心部では天神ビッグバンや博多コネクテッドと呼ばれる大規模な都市開発が進んでおり、耐震性が高く、感染症にも対応した先進的なビルへの建替えが進んでおります。

このように、成長を続ける都市のなか、当消防局においては、安全・安心で良好な生活環境が確保されている「災害に強いまちづくり」を目指し、災害防ぎょ活動体制、救急体制及び防火・防災体制の充実を3つの柱として様々な事業に取り組んでおります。

具体的には、都市開発エリアを含む都心部の災害即応体制のより一層の強化を図るため、新たな消防出張所を移転整備し、令和4年8月から供用を開始しました。また、都市開発エリアに新たに多数建築されている高層建築物には、計画段階において、「消防防災計画」を作成することは勿論のこと、屋上のヘリコプター緊急離陸場の設置等を強く指導することで、より高い安全性の確保に努めています。また、消防ヘリコプター1号機「ゆりかもめ」の更新整備事業に着手しており、消防警備体制の強化、充実を速やかに進めています。

次に、今後も増加の一途をたどる救急需要に的確に対応するため、令和4年度に救急隊を1隊増隊したほか、救急課に消防本部直轄の「機動救急隊」及び「救急需要対策係」を創設しました。

さらに、福岡市では、市民の利便性の向上や一層の業務の効率化を推進するために、全庁をあげてDXの取り組みを推進しておりますが、消防局においても、令和4年9月から「Live119映像通報システム」の運用を開始するなど、消防分野におけるDX推進にも取り組んでおります。

長引く新型コロナウイルス感染症は、全国的にも救急搬送事案が頻発するなど消防行政に大きな影響を及ぼしています。本市においても、昨年の救急出動件数が過去最多を記録するなど、救急出動体制がひっ迫する危機的な状況に陥る時期もありましたが、非常用救急車の運用や救急タブレット端末の活用、オンライン診療等の医療機関との連携など、あらゆる取組みにより何とか対応してきたところです。こうしたコロナ禍にあっても福岡市消防局では、「災害に強いまちづくり」を目指し、職員が一丸となり、コロナ禍の備えに万全を期すことは勿論、大規模・複雑化する災害等、あらゆる危機事象に対応できるよう、日々業務に邁進してまいりたいと考えております。

# 令和4年版 消防白書の概要

総務課

消防白書は、国民の生命、身体及び財産を災害等から守る消防防災活動について紹介するものであり、毎年刊行しています。

令和4年版消防白書（令和5年1月23日閣議配布）では、特集において、近年の大規模自然災害を踏まえた消防防災体制の整備のほか、新型コロナウイルス感染症対策、消防団を中核とした地域防災力の充実強化、消防防災分野におけるDXの推進、令和4年10月4日及び11月3日の北朝鮮による弾道ミサイル発射に伴う対応について記載していますので、その概要をご紹介します。

なお、詳細は、消防庁ホームページ（<https://www.fdma.go.jp/publication/hakusho/r4/65826.html>）に掲載していますので、ご覧ください。

## （特集1）近年の大規模自然災害を踏まえた消防防災体制の整備

### 近年の災害を踏まえた消防庁の対応状況

- 直近で甚大な被害が発生した令和3年の静岡県熱海市土石流災害を踏まえ、次の取組を実施。
  - 警察・自衛隊等の関係機関と連携した活動調整により、効果的な救助・捜索活動を行えるよう、「大規模災害時の救助・捜索活動における関係機関連携要領」を令和4年6月に策定
  - 情報収集活動用ハイスペックドローンや機動性等に優れた小型救助車等を整備



静岡県熱海市土石流災害での活動調整会議の様子



情報収集活動用ハイスペックドローン



小型救助車

### 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」における消防庁の取組

- 「5か年加速化対策」において、消防庁では、「大規模災害等緊急消防援助隊充実強化対策」や「地域防災力の中核を担う消防団に関する対策」など、8つの施策を実施。





拠点機能形成車  
(大規模災害等緊急消防援助隊充実強化対策)



救助用資機材搭載型小型動力ポンプ積載車  
(地域防災力の中核を担う消防団に関する対策)

### 第6回緊急消防援助隊全国合同訓練

- 緊急消防援助隊の技術や連携活動能力の向上のため、第6回緊急消防援助隊全国合同訓練（図上訓練（令和4年7月27日）及び実動訓練（令和4年11月12・13日））を実施。



図上訓練（消防庁）



実動訓練（土砂災害救出訓練）



実動訓練（津波漂流者救出訓練）

### （特集2）新型コロナウイルス感染症対策

- 令和4年11月1日時点の国内における新型コロナウイルス感染症の感染者数は2,236万872人、累計死亡者数は4万6,711人（厚生労働省調査）。

- 救急現場における救急隊員の感染防止対策について、次の取組を実施。

- 厚生労働省の事務連絡等を踏まえ、令和4年2月に「救急隊の感染防止対策マニュアル」を一部改訂
- 感染防止資器材について不足が生じ、救急活動に支障が生じることのないよう、累次の補正予算等を活用し、N95マスクなどの感染防止資器材を調達し、必要とする消防本部に提供

N95マスク

感染防止衣

感染防止手袋

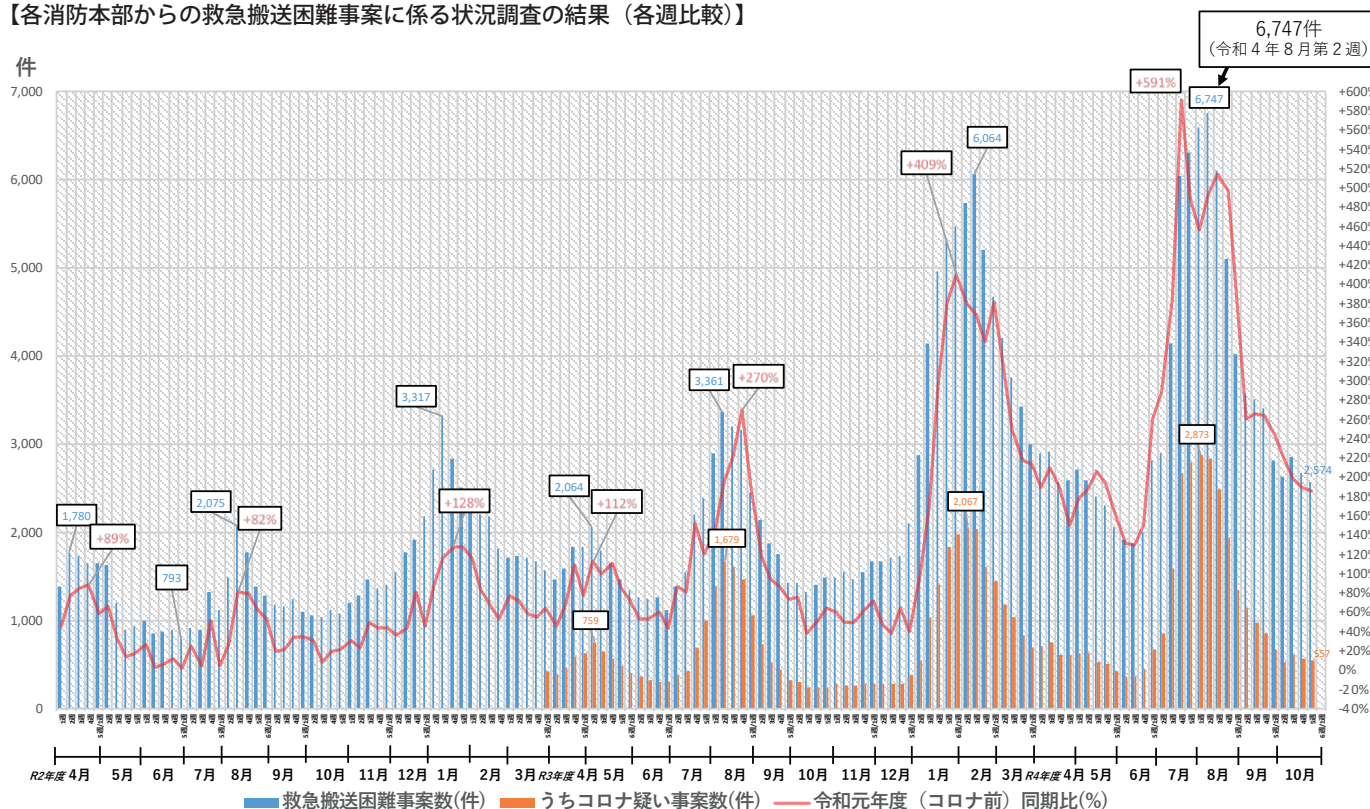


感染防止資器材の例

○ 救急搬送困難事案への対応として、次の取組を実施。

- 令和2年4月より、全国52消防本部における救急搬送困難事案の件数を調査  
※令和4年8月第2週には6,747件となり、最多件数を更新（令和4年11月1日時点）【下図】
- オミクロン株による患者数の急増や熱中症などによる救急件数の増加等を踏まえ、引き続き、救急車の適時・適切な利用を地域住民に促す取組の推進を消防機関に要請
- 救急安心センター事業（#7119）の早期実施や体制強化等を都道府県・消防機関へ要請

【各消防本部からの救急搬送困難事案に係る状況調査の結果（各週比較）】



※1 本調査における「救急搬送困難事案」とは、救急隊による「医療機関への受入れ照会回数4回以上」かつ「現場滞在時間30分以上」の事案として、各消防本部から総務省消防庁へ報告のあったもの。なお、これらのうち、医療機関への搬送ができなかった事案はない。

※2 調査対象本部＝政令市消防本部・東京消防庁及び各都道府県の代表消防本部 計52本部

※3 コロナ疑い事案＝新型コロナウイルス感染症疑いの症状（体温37度以上の発熱、呼吸困難等）を認めた傷病者に係る事案

※4 医療機関の受入れ体制確保に向け、厚生労働省及び都道府県等と状況を共有。

※5 この数値は速報値である。

※6 本調査には保健所等により医療機関への受入れ照会が行われたものは含まれない。

○ オンラインによる危険物取扱者講習の本格導入を進め、令和4年10月1日時点で、41都道府県においてオンラインによる受講が可能。



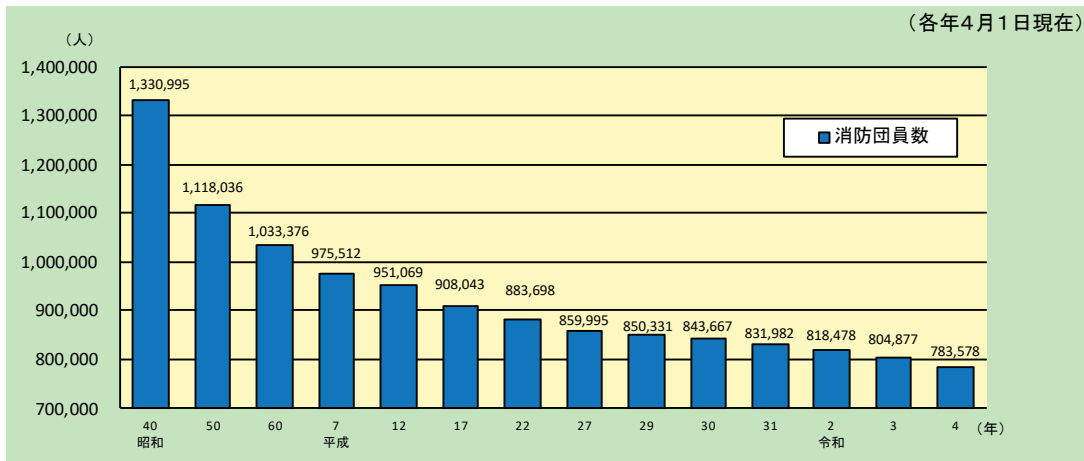


## (特集3) 消防団を中核とした地域防災力の充実強化

### 消防団の現状

- 消防団員数は、平成30年以降、前年比1万人以上の減少が続いているが、特に令和4年には、前年比2万人以上減少し、初めて80万人を下回る危機的な状況となっている（令和4年4月1日時点で、78万3,578人、前年比2万1,299人減少）。
- 近年の消防団員の入団者数・退団者数をみると、退団者数はおおむね横ばい傾向であるのに対し、入団者数が大きく減少しており、特に若年層の入団者数が著しい減少傾向にある。

【消防団員数の推移】



### 消防団員の処遇改善及び団員確保策

- 年額報酬等の標準額や消防団員への直接支給等を定めた「非常勤消防団員の報酬等の基準」を策定し、「消防団員の処遇改善に係る対応状況調査」（令和4年4月1日時点）を実施。
- 各市町村が負担する消防団員の報酬等に係る財政需要を的確に反映するよう、令和4年度から地方交付税の算定方法の見直しを実施。
- 消防団員入団促進キャンペーンや「消防団の力向上モデル事業」、救助用資機材等に対する国庫補助や救助用資機材等を搭載した多機能消防車の無償貸付等の取組を実施。

「消防団員の報酬等の基準の策定等について」のポイント  
(令和3年4月13日付消防庁長官通知)

- 「消防団員の処遇等に関する検討会」中間報告を踏まえ、消防団員の処遇改善を推進するため発出するもの
- ① 「非常勤消防団員の報酬等の基準」の制定
- 【基準の内容】
- 1. 報酬の種類  
年額報酬と出勤報酬の2種類とする。ただし、地域の実情に応じ、このほかの報酬を定めることを妨げない。
- 2. 報酬の額 ※以下の基準を踏まえ、各市町村が条件で定める。
  - 年額報酬の額は、「団員」階級の者については36,500円を標準額とする。
  - 「団員」より上位の階級にある者等については、業務の負荷や職責等を勘案して、標準額と均衡のとれた額とする。
  - 出勤報酬の額は、災害（水火災・地震等）に関する出勤については1日あたり8,000円を標準額とする。
  - 災害以外の出勤については、出勤の態様や業務の負荷、活動時間等を勘案して、標準額と均衡のとれた額とする。
- 3. 費用弁償  
上記に掲げる報酬のほか、団員の出勤に係る費用弁償については、必要額を措置する。
- 4. 支給方法  
報酬・費用弁償とも、団員個人に対し、活動記録等に基づいて各市町村から直接支給する。
- ② その他(適切な予算措置、留意事項等)
- 団員個人に対し直接支給すべき経費（報酬等）と、団・分団の運営に必要な経費（維持管理費等）は適切に区別し、各市町村において適切に予算措置すべきであること。
- ①の基準は令和4年4月1日から適用するため、それまでに、各市町村において消防団と協議のうえ、十分な検討を行い、必要な条例改正及び予算措置を実施すること。
- ①の基準を定めることとあわせ、条例(例)を改正するので、各市町村の条例改正にあたり参考にされたこと。
- 出勤報酬の創設等に伴う課税関係については、国税庁と協議の上、追って消防庁から通知すること※1。
- 地方財政措置については、令和4年度から、①の基準等を踏まえて見直しを行う方向で検討することとしていること※2。

※1 令和4年3月23日付消防庁長官通知にて各都道府県知事等へ通知済。  
※2 令和4年1月18日付消防庁長官通知にて算定の見直し内容を各都道府県知事等へ通知済。

消防団員募集中

消防団に関する詳しい情報はWEBで  
消防団員募集ポスター

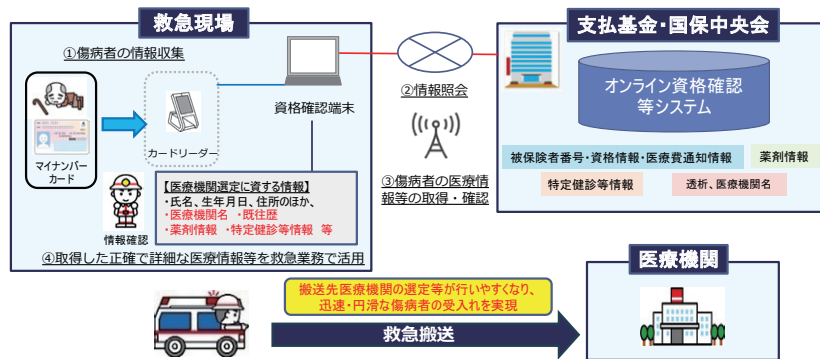
消防団員の報酬等の基準

消防団員募集ポスター

## (特集4) 消防防災分野におけるDXの推進

### マイナンバーカードを活用した救急業務の迅速化・円滑化

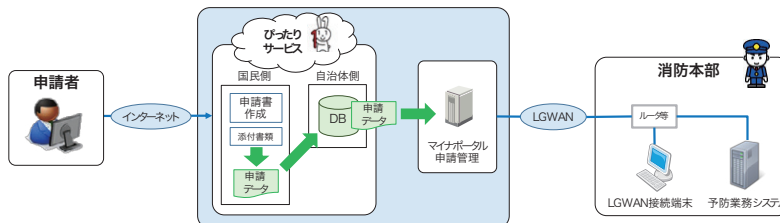
- 傷病者が保有するマイナンバーカードを活用して、傷病者の医療情報等を救急隊員が正確かつ早期に把握し、救急業務の迅速化・円滑化を図るための検討を実施。



マイナンバーカードを活用した救急業務のイメージ

### 消防法令における各種手続の電子申請等の導入促進

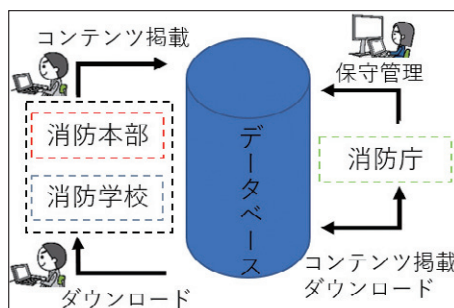
- 窓口訪問等の負担軽減を図ることができる電子申請等の導入を促進するため、次の取組を実施。
  - マイナポータル「ぴったりサービス」を活用した電子申請等の標準モデルの構築
  - 消防本部向けの電子申請等導入マニュアルを作成
  - アドバイザーによる導入支援



マイナポータル「ぴったりサービス」を活用した電子申請等のイメージ

### 消防教育訓練等におけるDXの推進

- 受傷事故の防止や高度な災害対応能力を有する人材育成のため、次の取組を実施。
  - 活動マニュアルや訓練教材等を関係機関間で共有する「消防共有サイト」の整備
  - VRを活用した訓練コンテンツの作成



消防共有サイトの構築イメージ



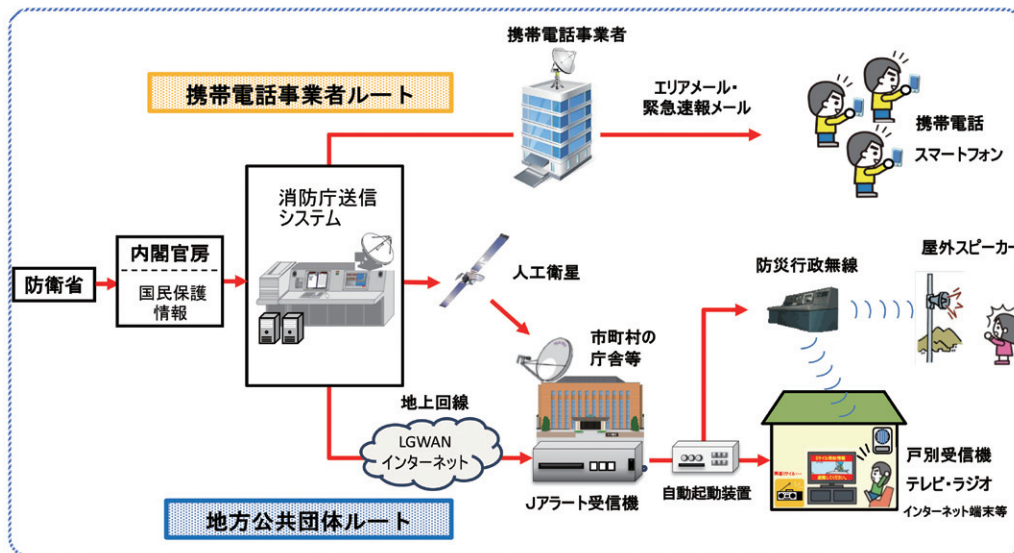
VRを活用した訓練コンテンツ



## (特集5) 令和4年10月4日及び11月3日の北朝鮮による弾道ミサイル発射に伴う対応

- 令和4年1月以降、北朝鮮は、弾道ミサイルの発射を高い頻度で繰り返している。消防庁では、Jアラートによる迅速な情報伝達に加え、コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下施設の避難施設（緊急一時避難施設）の指定を促進しているほか、平成30年6月以降見合わせてきた国と地方公共団体が共同で実施する弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を令和4年度より再開している。
- 10月4日及び11月3日に発射された弾道ミサイルについては、日本の領土・領海を通過し、又は通過する可能性があった。消防庁は直ちに長官を長とする消防庁緊急事態調整本部を設置し、Jアラートによる情報伝達を行うとともに、Jアラート対象地域に対して適切な対応及び被害報告について要請し、全ての地方公共団体から、被害なしとの報告を受けている。

＜弾道ミサイル発射時のJアラートによる情報伝達＞



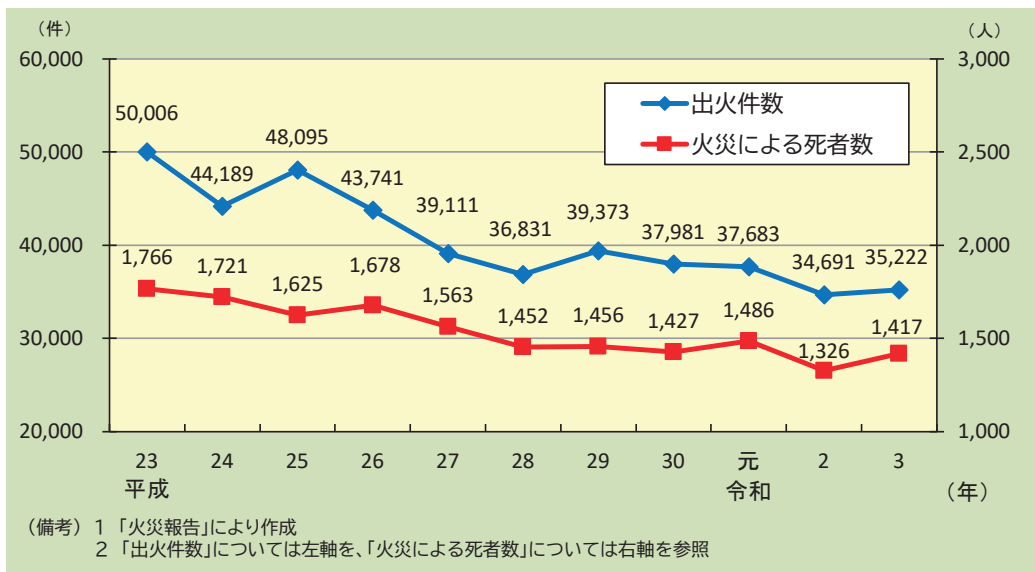
- 今回のJアラートによる情報伝達の際には、Jアラートの送信時間を一層早めることなどについて様々な意見があったことを踏まえ、関係省庁が連携して改善策を検討することとしている。また、消防庁においては、住民への情報伝達に支障があった市町村に対し、早急な復旧や代替手段の活用による情報伝達体制の確保等を求めたほか、全国の市町村に対し、Jアラート機器の緊急点検及び正常な動作確認を要請した。

## 本編における主な統計数値等

### 火災予防 ～火災の現況と最近の動向～（第1章第1節）

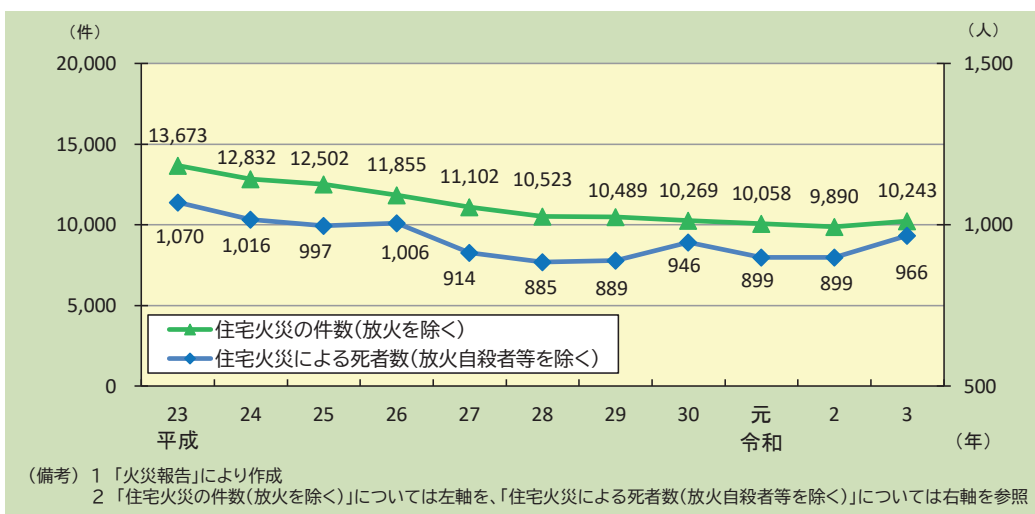
- この10年間の出火件数と火災による死者数は、おおむね減少傾向。
- 令和3年中の出火件数は3万5,222件（前年比531件増加）であり、10年前の70.4%。
- 火災による死者数は1,417人（前年比91人増加）であり、10年前の80.2%。

【出火件数及び火災による死者数の推移】



- 火災による死傷者の多くが建物火災により発生。令和3年中の建物火災の出火件数について、火元建物の用途別にみると、住宅火災が最も多い。
- 住宅火災による死者数（放火自殺者等を除く）は966人（前年比67人増加）。
- 令和3年中の住宅火災件数（放火を除く）は1万243件。

【住宅火災の件数（放火を除く）及び住宅火災による死者数（放火自殺者等を除く）の推移】

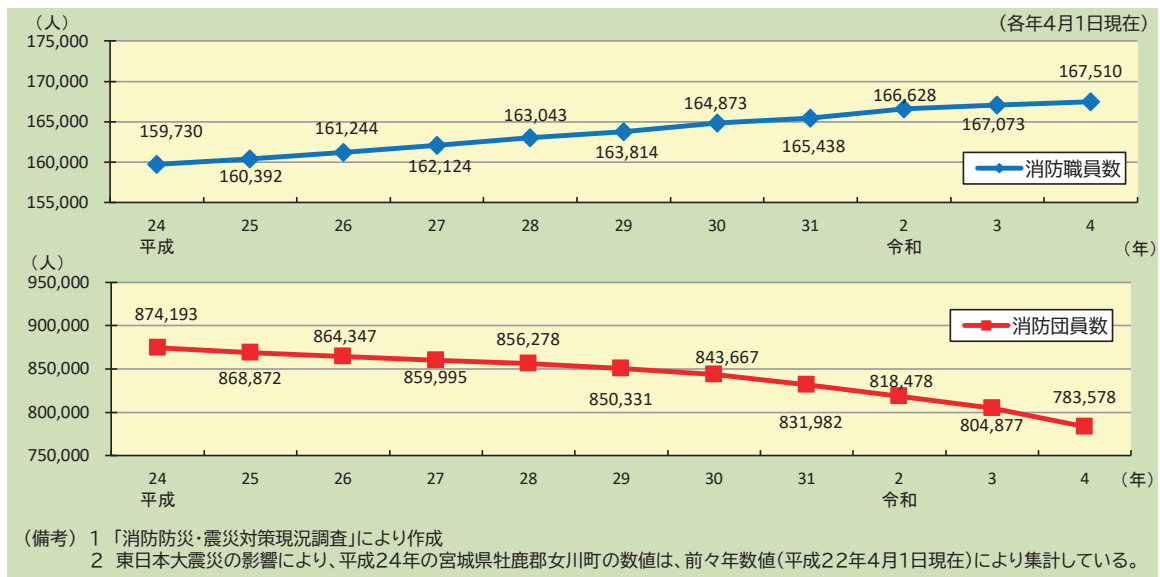




## 消防体制 ～消防組織（令和4年4月1日現在）～（第2章第1節）

- 消防本部
  - ・ 723消防本部、1,714消防署が設置。消防職員数は16万7,510人（前年比437人増加）。
- 消防団
  - ・ 消防団数は2,196、団員数は78万3,578人（前年比2万1,299人減少）。
  - ・ 消防団はすべての市町村に設置。

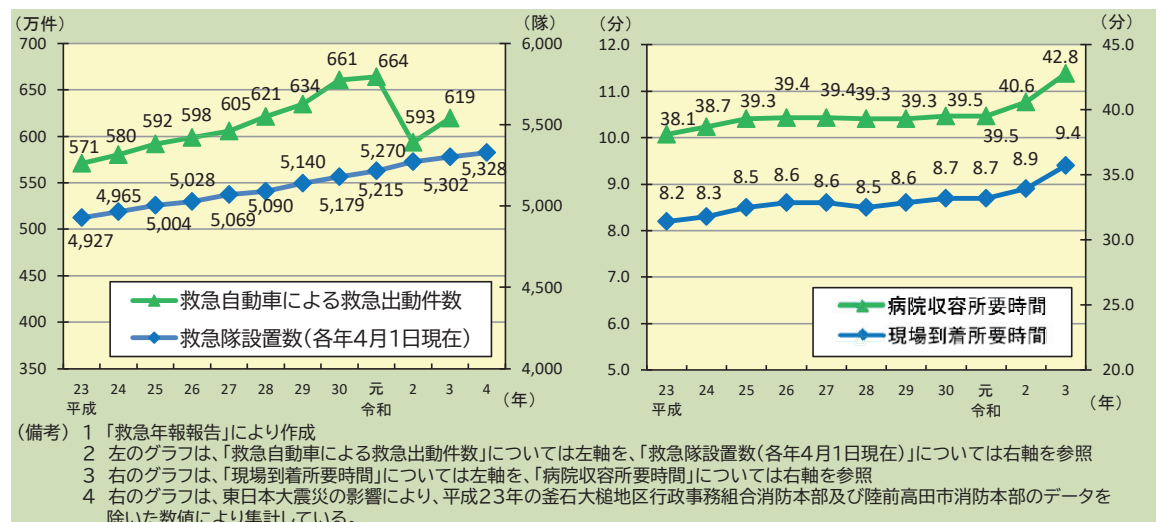
【消防職員数、消防団員数の推移】



## 救急体制 ～救急業務の実施状況～（第2章第5節）

- 令和3年中の救急自動車による救急出動件数は、約619万件（前年比約26万件増加）。
- 救急隊は、令和4年4月1日現在、5,328隊（前年比26隊増）設置されており、10年前と比較して約7%の増加。
- 令和3年中の現場到着所要時間の平均は約9.4分（10年前と比較して1.2分延伸）。
- 令和3年中の病院収容所要時間の平均は約42.8分（10年前と比較して4.7分延伸）。

【救急自動車による救急出動件数及び救急隊設置数の推移】 【救急自動車による現場到着所要時間及び病院収容所要時間の推移】



## ＜参考＞令和4年版消防白書 目次

### 【特集】

- 特集1 近年の大規模自然災害を踏まえた消防防災体制の整備
- 特集2 新型コロナウイルス感染症対策
- 特集3 消防団を中核とした地域防災力の充実強化
- 特集4 消防防災分野におけるDXの推進
- 特集5 令和4年10月4日及び11月3日の北朝鮮による弾道ミサイル発射に伴う対応

### 【本編】

#### 第1章 災害の現況と課題

- 第1節 火災予防
  - [コラム] 大阪市北区ビル火災を踏まえた予防対策
- 第2節 危険物施設等における災害対策
- 第3節 石油コンビナート災害対策
- 第4節 林野火災対策
- 第5節 風水害対策
- 第6節 震災対策
- 第7節 原子力災害対策
- 第8節 その他の災害対策

#### 第2章 消防防災の組織と活動

- 第1節 消防体制
- 第2節 消防の広域化の推進
- 第3節 消防職団員の活動
  - [コラム] 消防庁ホームページ「女性消防吏員の活躍推進のためのポータルサイト」をリニューアル
  - [コラム] 女性の消防団への加入促進及び女性消防団員の活動の活性化について
- 第4節 教育訓練体制
- 第5節 救急体制
  - [コラム] 救急安心センター事業（#7119）の推進
- 第6節 救助体制
- 第7節 航空消防防災体制
- 第8節 広域消防応援と緊急消防援助隊
- 第9節 国と地方の防災体制
- 第10節 消防防災の情報化の推進

#### 第3章 国民保護への対応

- 第1節 国民保護への取組
- 第2節 北朝鮮弾道ミサイル発射事案への対応
  - [コラム] 国民保護に係る避難施設の指定促進

#### 第4章 自主的な防火防災活動と災害に強い地域づくり

#### 第5章 国際的課題への対応

- [コラム] ウクライナへの消防・救助関連資機材等の支援

#### 第6章 消防防災の科学技術の研究・開発

#### 問合せ先

消防庁総務課  
TEL: 03-5253-7506

## 直通階段が一つの建築物向けの避難行動に関するガイドラインの策定について

予防課

### 1 はじめに

令和3年12月17日に大阪市北区において多数の死傷者を伴うビル火災が発生したことを受け、消防庁が国土交通省と合同で設置した「大阪市北区ビル火災を踏まえた今後の防火・避難対策等に関する検討会」（以下「検討会」という。）において、直通階段が一つの建築物における防火・避難対策の検討を行い、令和4年6月28日に報告書がとりまとめられた。

検討会において、直通階段が一つの建築物は、構造上、リスクを常に抱えており、そのリスクを平時から下げる対策を講じるべきと提言されている。具体的には、「建築物の安全性向上に向けた誘導策」、「安全性向上のための改修推進に資する既存不適格建築物の増改築等時の規制の合理化措置」及び「法令に違反する建築物への是正指導の徹底対策」等が示された。このうち、「建築物の安全性向上に向けた誘導策」については「既存の直通階段から離れた位置への直通階段の増設又は避難上有効なバルコニーの設置」又は「直通階段から離れた位置にある居室等の退避区画化」及び「直通階段の防火・防煙区画化」を誘導するとともに、これらの対策を含めた直通階段が一つの建築物を対象とした命を守るための避難行動についてガイドラインとしてとりまとめて提示し、避難訓練の指導を行うべきと示された。

本稿では、検討会報告書を受けて策定した「直通階段が一つの建築物向けの避難行動に関するガイドライン」（令和4年12月16日付け消防予第639号別添1）（以下「消防庁ガイドライン」という。）の内容について紹介する。

### 2 消防庁ガイドラインについて

消防庁ガイドラインは、直通階段が一つの建築物において火災が発生した場合に、適切な避難行動等が実施できること、また、火災発生リスク及び被害軽減を目的として策定したものであり、次の事項について記載したものである。

- (1)火災発生時の基本行動
- (2)「直通階段が一つの建築物等向けの火災安全改修ガイドライン」（令和4年12月16日付け国住指第349号別紙）※（以下「国土交通省ガイドライン」という。）の防火・避難対策を講じた建築物における退避・避難行動（退避区画を使用した退避・避難行動）
- (3)火災発生リスク及び被害軽減のための対策

※「直通階段が一つの建築物等向けの火災安全改修ガイドライン」（令和4年12月16日付け国住指第349号別紙）については、検討会報告書を受けて国土交通省が策定したものである。

### 3 火災発生時の基本行動について

国土交通省ガイドラインに基づく改修の有無を問わず実施できる基本行動（初期消火・避難・通報）について記載したものであり、その内容については次のとおりである。

#### (1)初期消火

建築物に設置されている消火器等の消火設備を使用し初期消火を実施すること。屋内消火栓設備が設置されている建築物においては当該設備、スプリンクラー設備が設置されている建築物で補助散水栓が設けられている場合は補助散水栓を積極的に使用すること。

#### (2)避難

使用可能な避難経路を速やかに判断して在館者の避難誘導を実施すること。避難する際は、煙等の影響を遅らせるため、可能な限り火災が発生した居室等の戸等を閉





鎖すること。

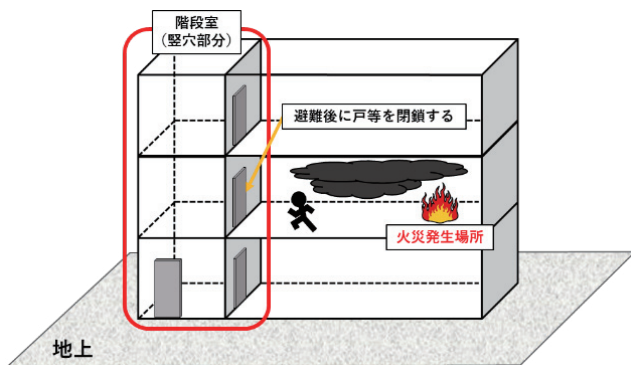
なお、避難経路の選択については、「直通階段を使用するの避難」、「避難上有効なバルコニーを使用するの避難」、「直通階段から離れた居室等（避難器具が設置されている室、防火区画されている居室、又は退避区画が設けられている場合は退避区画）への退避等」の順に考えること。

ア 直通階段を使用するの避難

直通階段は、避難階又は地上まで直通する階段であり、容易かつ安全に避難ができるものである。そのため、直通階段を使用できる場合は、第一選択肢として直通階段へ誘導して避難すること。

また、避難者は、火災の発生した室及び避難通路や階段室に設置されている戸等は必ず閉鎖してから避難すること。複数人が連なって避難する場合、最後に避難する人は、必ず戸等を閉鎖してから避難すること。

ア 直通階段を使用するの避難

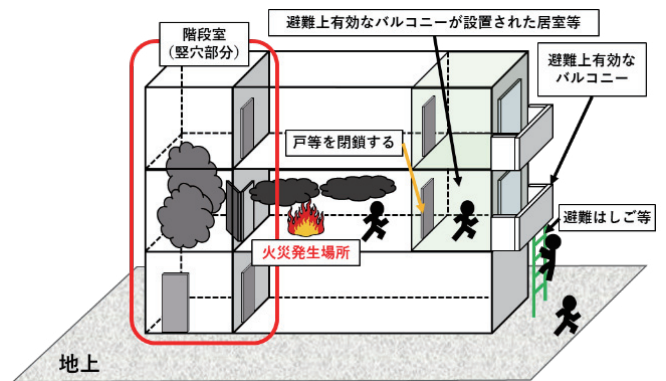


イ 避難上有効なバルコニーを使用するの避難

避難上有効なバルコニーとは、外気に開放されていることや、避難はしごその他の避難上安全に避難ができる設備を有するなど、直通階段に準じて安全に避難ができる構造となっているものをいう。そのため、避難上有効なバルコニーが設置されている建築物で、直通階段が使用できない場合は、煙の流入を防ぐため、可能な限り階段室の戸等を閉鎖し、避難上有効なバルコニーを使用して避難すること。

なお、避難はしご等で地上やその他の安全な場所に避難することができない場合は、煙の影響を受けないように姿勢を低くするなどして、避難上有効なバルコニーで消防隊の救助を待つことが考えられる。

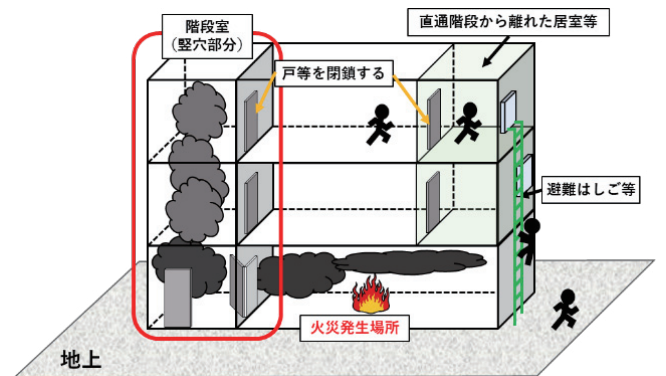
イ 避難上有効なバルコニーを使用するの避難



ウ 直通階段から離れた居室等への退避等

直通階段や避難上有効なバルコニーが使用できない場合は、直通階段から離れた居室等（避難器具が設置されている室、防火区画されている居室、又は退避区画が設けられている場合は退避区画）に退避すること。その際、煙の流入を防ぐため、可能な限り階段室の戸等を閉鎖すること。

ウ 直通階段から離れた居室等への退避等



(3) 通報

ア 電話又は消防機関へ通報する火災報知設備により速やかに消防機関へ火災が発生した旨を通報すること。責任者等への連絡・報告を優先することによる通報の遅れがないように注意すること。

イ 火災を発見した場合は、速やかに建築物に設置されている自動火災報知設備の発信機等を手動操作して在館者に火災発生を知らせること。

ウ 管理人室等で火災の発生を確認した場合で、放送設備が設置されている建築物にあっては当該設備を使用し在館者に火災発生を知らせること。

## 4 退避区画を使用した退避・避難行動について

直通階段から離れた位置にある居室や廊下等の室、又はこれらの部分に退避区画を設置した建築物における退避・避難行動について記載したものであり、その内容は次のとおりである。

なお、退避区画を使用した退避・避難行動は直通階段等が使用できない場合の最終手段であることに注意が必要である。

### (1)退避区画

退避区画は、「消防隊が到着するまでの間、一時的に人命安全が保たれるよう、直通階段から離れた位置にある居室や廊下等の室、又はこれらの部分について、防火的に区画された退避スペース」のことをいう。退避区画は、居室単位で区画する形式の居室退避型や、廊下を一定距離毎に区画する形式の水平避難型が想定される。

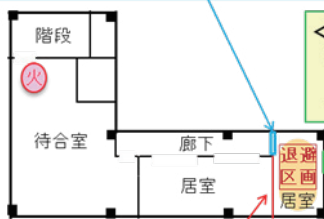
なお、退避区画が満たすべき基準については、国土交通省ガイドラインに記載されている。

【退避区画の例】

#### ■居室退避型 ⇒居室単位で区画

##### <退避区画を構成する戸>

- ・不燃性能・遮煙性能を有するもの
- ・常時閉鎖式又は煙感知器連動の随時閉鎖式
- ・開放後に自動で閉鎖するもの



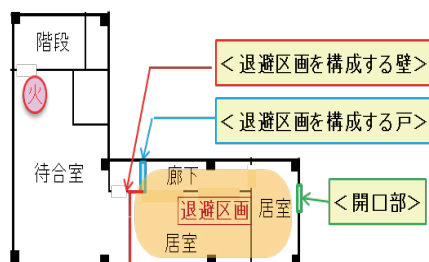
##### <開口部>

- ・外部からの救助が可能な大きさのもの
- ・避難器具を設置

##### <退避区画を構成する壁>

- ・準耐火構造であるもの又は不燃材料で造り、若しくは覆われたもの

#### ■水平避難型 ⇒廊下を一定間隔毎に区画



※壁、戸、開口部の要求性能・仕様は居室退避型と同様

### (2)退避区画を使用した退避・避難行動

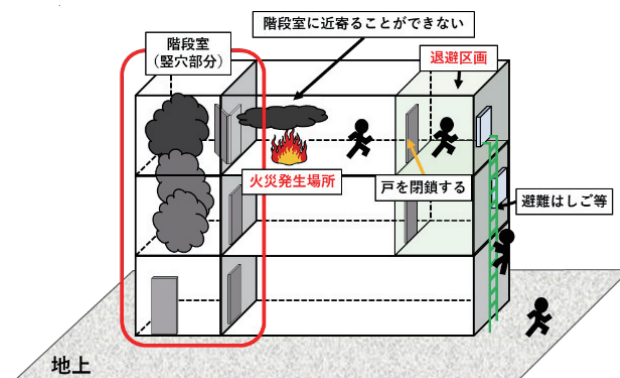
火災発見時の基本的な行動については、「火災発生時の基本行動」に基づき初期消火・避難・通報を実施することとなるが、前(1)に定義した退避区画を有し、次のアからウなどの場合で直通階段や避難上有効なバルコニーからの避難が不可能であれば、退避区画を使用した退避・避難行動を実施すること。

ア 直通階段に近い場所で火災が発生し、初期消火の効果が十分でなく、火炎や煙の影響で階段への到達が困難な場合

イ 火災進展が極めて速い場合

ウ 階段室内に煙が充満している場合

退避区画を使用した退避・避難のイメージ



### (3)退避区画に退避する場合の誘導方法

建物関係者（従業員等）は、在館者を退避区画に誘導する場合に次のことに留意すること。

ア 煙の流入を防ぐため、可能な場合は階段室の戸等を閉鎖し、退避区画へ誘導する。

イ 退避区画の位置を確実に把握している者が他の者を連れて声を出しながら、退避区画へ誘導する。

ウ 逃げ遅れがないかを声を出して確認する。

エ 火煙が流入する前に退避区画に誘導する。

### (4)退避区画内で実施すべき事項

退避区画へ誘導した場合は以下の事項を実施すること。

ア 退避区画内に退避後、退避区画の戸を確実に閉鎖する。

イ 避難者が到達して開放する必要があるとき以外は、不必要に戸を開放しない。

ウ 退避区画内に退避してくる人がいないことが確実に判断できる場合には、退避区画内に煙が流入するのを防ぐため、ガムテープやアルミテープ等により戸の隙間を塞ぐ。

なお、ガムテープやアルミテープ等については退避区画内の戸の付近に保管しておく。

エ 退避区画へ避難した人数を把握する。

オ 消防機関へ再通報する。

「火災であること」、「住所」、「建物名称」、「○階（火災が発生した場所）」、「テナント名」、「退避区画に退避していること」、「退避区画の場所（方角等）」、「退避人数」、「避難器具で避難中」など

カ 退避区画内に設置されている避難はしご等を使用して避難する。

#### (5)その他

ア 「退避区画内で実施すべき事項」については、退避区画内の戸の付近に掲示すること。

イ 防火管理者の選任が必要な建築物で退避区画を設置したものについては、消防法第8条に基づく消防計画に、退避区画に関すること（設置位置や留意事項など）を明記すること。

また、建物関係者（従業員等）が避難方法や退避区画への退避方法を理解し火災時に適切に判断できるように教育及び訓練を実施すること。

## 5 火災発生リスク及び被害軽減のための対策について

建物関係者（従業員等）が日常において実施すべき施設及び設備の管理について記載したものであり、その内容は次のとおりである。

### (1) 堅穴部分の維持管理

直通階段等を介して上階に煙が拡散することにより特に火災が発生した階より上階部分からの避難ができなくなることを防ぐため、直通階段等の防火・防煙区画化が極めて重要である。このため、階段室の防火戸等が正常に作動するように、日常的に次の項目について確認し適正に維持管理すること。

ア 堅穴区画（階段室等）を構成する防火戸等が設置されているか。

イ 堅穴区画（階段室等）を構成する防火戸等は正常に作動する状態であるか。

ウ 防火戸等が常時閉鎖式の場合、自動閉鎖装置が破損していないか。

エ 防火戸等が煙感知器の作動と連動して閉鎖する場合、適正に点検され作動するか。

オ 防火戸等の閉鎖障害となるくさびや物品等がないか。

### (2) 退避区画の維持管理

退避区画を構成する戸が正常に作動せず退避区画が形成できない場合、当該区画内に煙が流入し人命危険が高まる。このため、日常的に次の項目について確認し適正に維持管理すること。

ア 退避区画を構成する戸が設置されているか。

イ 退避区画を構成する戸が常時閉鎖式の場合、自動閉鎖装置が破損していないか。

ウ 退避区画を構成する戸が煙感知器の作動と連動して閉鎖する場合、適正に点検され作動するか。

エ 退避区画を構成する戸の閉鎖障害となるくさびや物品等がないか。

オ 退避区画内に避難器具が設置されているか。

カ ガムテープやアルミテープ等が保管されているか。

**(3) 階段、廊下、避難口その他避難上必要な施設の維持管理**  
階段、廊下、避難口等に物品等がある場合は、避難が困難になる可能性がある。

また、当該物品等が可燃物の場合は、放火や延焼拡大の要因にもなる。このため、日常的に次の項目について確認し、適切に維持管理すること。

ア 階段、廊下、避難口等に避難上支障となる物品等が置かれていないか。

イ 階段、廊下、避難口等に可燃物が置かれていないか。

### (4) 防火対象物点検報告の実施

防火対象物点検報告制度は、多人数を収容する一定の用途、構造の建築物の管理について権原を有する者に対して、火災の予防上必要な事項について有資格者（防火対象物点検資格者）による技術的な観点からの定期点検を義務づけ、その結果を消防機関に報告させる制度である。このため、防火対象物点検報告の対象となる建築物は、消防法第8条の2の2の規定に基づき点検を行い、その結果を消防機関へ報告すること。

また、点検結果に不備事項がある場合は速やかに改修し、適法な状態にしておくこと。

### (5) 消防用設備等の点検報告の実施

消防用設備等は一般的に火災が発生した場合にはじめて使用されるものであり、いついかなる時に火災が発生してもその機能を有効に発揮できるものでなければならない。このためには、日常の維持管理が十分になされることが必要であることから、消防法第17条の規定に基づき設置されている消防用設備等については、消防法第17条の3の3の規定に基づき定期的に点検を行い消防機関へ報告すること。

また、当該点検結果に不備事項がある場合は速やかに改修すること。





なお、国土交通省ガイドラインに基づき退避区画内に設置される避難器具や、建物関係者が自主的に設置している消防用設備等についても火災が発生した場合に機能を有効に発揮できるよう適正な維持管理を行うことが望ましいため、消防法第17条の3の3の規定に準じて定期的に点検を行い、維持管理すること。

#### (6)放火防止対策の徹底

放火される可能性を少しでも減らすためには、建築物の周囲に可燃物が放置されているなど、放火されやすい環境をつくらないようにすることが必要である。このことから、建築物の周囲に可燃物を放置しないこと。

また、死角となりやすいバックヤード等の整理整頓、従業員や警備員による巡回や放火監視機器（監視カメラ等）の設置などの放火防止対策の徹底を図ること。

## 6 おわりに

各消防本部においては、立入検査や訓練指導等の機会に、直通階段が一つの建築物の関係者に対し、消防庁ガイドラインを周知し、当該関係者が訓練等を通じて適切な避難行動が実施できるよう指導等を行うことが求められる。今後、消防庁では、消防庁ガイドラインを周知するためのリーフレットを作成する予定である。

問合せ先  
消防庁予防課  
TEL: 03-5253-7523

# 「令和4年度石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」の結果について

## 特殊災害室

### 1 はじめに

石油コンビナートで発生する事故は、危険物の漏えいや大規模な爆発を伴う火災など、甚大な被害に拡大するおそれがあることから、石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所には、防災要員及び消防車両等を備えた自衛防災組織又は共同防災組織（以下「自衛防災組織等」という。）の設置が義務づけられています。

自衛防災組織等は特定事業所の防災体制の確立に極めて重要な役割を担っていることから、消防庁では、自衛防災組織等の防災要員の技能及び士気の向上を図り、防災体制の充実強化を目的とした「石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」（以下「コンテスト」という。）を平成26年度から実施しています。

新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、一昨年度から予選の廃止等を行っています。

### 2 コンテストの概要

#### (1) 競技の概要

特定事業所内の石油タンクで火災が発生したという想定で、自衛防災組織等が保有する消防車両を活用して消火活動を行い、その活動の安全性、確実性、迅速性などを評価することとしています。

#### (2) 出場資格

全国の特定事業所に設置されている自衛防災組織等のうち、「大型化学高所放水車及び泡原液搬送車」又は「高所放水車（大型化学高所放水車、大型高所放水車又は普通高所放水車をいう。）及び化学消防車（大型化学消防車又は甲種普通化学消防車をいう。）」を保有する自衛防災組織等を対象にしており、出場する条件として、管轄する消防本部からの推薦を必要としています。

#### (3) 審査

令和4年6月17日付けで出場組織を募集したところ32の推薦消防本部を通じて35組織の応募がありました。今年度は9月上旬から10月下旬にかけて消防庁職員が現地審査を実施し、その後、提出された競技映像を用いビデオ審査を行いました。

### 3 受賞組織の決定

審査結果を踏まえ、11月17日に消防庁長官を委員長とする審査・表彰委員会を開催し最優秀賞（1組織）、優秀賞（4組織）、奨励賞（10組織）、特別賞（1組織）を決定いたしました。

なお、特別賞は、今まで表彰履歴のない組織の中で技能が優秀である組織を対象としています。

### 4 表彰式

令和4年12月9日に、中央合同庁舎第二号館（総務省）地下2階講堂（東京都千代田区霞が関二丁目1番2号）において、表彰式を開催し、前田消防庁長官から最優秀賞、優秀賞を受賞した5組織に表彰状と記念品を授与しました。



最優秀賞 川崎市千鳥地区防災協議会



受賞組織との記念撮影

## 受賞組織及び管轄消防本部一覧

### 最優秀賞（1組織）

受賞組織名	管轄消防本部
川崎市千鳥地区防災協議会	川崎市消防局

### 優秀賞（4組織）※

受賞組織名	管轄消防本部
三愛オブリ株式会社 航空事業部 自衛防災組織	東京消防庁
四日市臨海地区特別防災区域共同防災組織 共同霞隊	四日市市消防本部
三井化学株式会社 大阪工場 自衛防災組織	堺市消防局
関西国際空港航空機給油施設自衛防災組織	泉州南広域消防本部

### 奨励賞（10組織）※

受賞組織名	管轄消防本部
仙台地区共同防災運営協議会	塩釜地区消防事務組合消防本部
千種地区共同防災協議会三井化学隊	市原市消防局
E N E O S 株式会社根岸製油所自衛防災組織	横浜市消防局
新潟東港西地区共同防災協議会	新潟市消防局
富山地区共同防災協議会	富山市消防局
福井国家石油備蓄基地 自衛防災組織	福井市消防局
三井化学株式会社 岩国大竹工場 自衛防災組織	岩国地区消防組合消防本部
東ソー株式会社 南陽事業所 自衛防災組織	周南市消防本部
新居浜地区共同防災協議会	新居浜市消防本部
日本製鉄戸畑構内共同防災組織	北九州市消防局

### 特別賞（1組織）

受賞組織名	管轄消防本部
大分石油化学コンビナート共同防災組織	大分市消防局

※ 記載順序によっては、石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和51年政令第192号）別表に定める地区順です。



## 5 競技映像について

最優秀賞、優秀賞の受賞組織の競技映像を、消防庁動画チャンネル（YouTube）で公開しています。指揮命令系統のしっかりとした組織的な活動や洗練された規律ある活動をご覧頂き、競技に向けた訓練だけでなく、様々な場面で活用して頂きたいと思えます。

☆消防庁動画チャンネル（YouTube）

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLUrGKEwru-bAR8rrBtd9OjrOBFoKBQHEX>



コンテスト競技中の風景

## 6 コンテストを終えて

コンテストの審査を通じ、その競技レベルの高さに感銘を受けました。規律ある洗練された活動は、参加した全ての自衛防災組織等の皆様方が、業務の傍ら、限られた時間の中で厳しい訓練を実施してきた成果であると感じました。また、参加組織の中には迅速性のみを追求するのではなく、消防車両の自衛噴霧を操作するなど安全性に重点をおいた活動がみられ、実災害をイメージした訓練を実施されていることに参加組織の安全意識の高さを感じることができました。

本コンテストの趣旨は、防災体制の充実強化にあり、出場した全ての組織の皆様方が切磋琢磨することにより、知識、技術及び団結力が強化され、自衛防災力が飛躍的に向上したものと思えます。

今後も強化された自衛防災組織力を維持し、万一の災害時には強靱なコンビナート防災体制の軸として活躍されることをご期待しています。

最後となりましたが、新型コロナウイルス感染症への対応に加え、台風に伴うスケジュールの変更など、コンテスト開催にご協力頂いた特定事業所、都道府県及び消防本部の皆様方に感謝申し上げます。そして、次年度、本コンテストは10年目を迎えますが、より多くの自衛防災組織等にご参加頂けるよう取り組んで参ります。

### 問合せ先

消防庁予防課特殊災害室  
TEL: 03-5253-7528

# 「地域防災力充実強化大会in奈良2022」の開催について

## 地域防災室

平成25年12月に成立した「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」を受けて、全国各地で地域防災力を充実強化する取組が進められています。

こうした中、令和4年11月26日（土）に奈良県コンベンションセンターにおいて、「地域防災力充実強化大会in奈良2022」を開催しました。

本大会は、各地域の取組の紹介などを通して、住民一人ひとりが防災への理解を深め、地域での実践的な防災活動につなげていくことを目的としています。

### 《奈良大会》

地域防災力充実強化大会in奈良2022

開催日：令和4年11月26日（土）

場所：奈良県コンベンションセンター

参加人数：約1,300人

今回の奈良大会は、奈良市消防団カラーガード隊の演舞によるオープニングイベントに始まり、佐藤地域防災室長、村井奈良県副知事、仲川奈良市長からそれぞれ主催者挨拶があったのち、来賓を代表して公益財団法人日本消防協会秋本会長から御挨拶をいただきました。

続いて、「文化財を保有する社寺が期待する防災について」と題しまして、法相宗大本山薬師寺の生駒基達副住職から基調講演をいただきました。

また、事例発表として、奈良県五條市消防団の大垣祥造副団長に紀伊半島水害における当時の活動や教訓について、済美地区自主防災防犯協議会の池口会長には、済美こどもクラブのメンバーとともに、日頃の防災についての取組や思いを語っていただきました。

休憩時間では、奈良市消防団やまとなでしこ隊による「やまとなでしこ体操」「せんとくんダンス」が披露され、会場一体となり大いに盛り上がりました。

その後、「災害多発時代の消防団と自主防災組織のあり方ー自然災害から身を守るためにー」と題しまして、パネルディスカッションを行い、地域防災の課題や課題解決に向けた方策について語り合っていました。

最後に、松田奈良県危機管理監による本大会の総括を

いただき、公益財団法人奈良県消防協会西里会長の挨拶で閉会となりました。

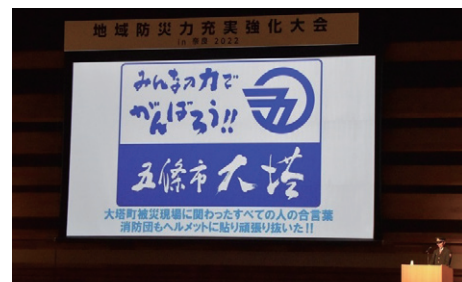
本大会からの新たな取組みとして、堅い話になりがちな防災の話について、一般の方に興味をもっていただき、わかりやすく伝えるよう、奈良県出身の笑い飯さんをはじめとした芸人の方々による防災クイズイベントや、会場内に防災用品展示コーナーを設けるなど、会場全体で防災に係る知見を深められるよう随所に工夫を凝らして開催し、多くの方々に来場いただきました。



秋本会長による来賓挨拶



笑い飯・哲夫さんによる生駒副住職への代表質問



五條市消防団・大垣祥造副団長による事例発表

### 【主催者挨拶】

地域防災室長 佐藤 茂宗  
 奈良県副知事 村井 浩  
 奈良市長 仲川 げん

### 【来賓挨拶】

公益財団法人日本消防協会  
 会長 秋本 敏文 氏

### 【基調講演】

「文化財を保有する社寺が期待する防災について」  
 法相宗大本山薬師寺副住職 生駒 基達 氏

### 【事例発表】

- ① 奈良県五條市消防団副団長  
大垣 祥造 氏
- ② 済美地区自主防災防犯協議会会長  
池口 光隆 氏

### 【パネルディスカッション】

「災害多発時代の消防団と自主防災組織のあり方 ―自然災害から身を守るために―」

パネリスト

仲川 げん (奈良市長)  
 中室 貞浩 氏 (奈良市消防団長)  
 伊藤 俊子 氏 (奈良市女性防災クラブ連合会 会長)  
 菅 磨志保 氏 (関西大学社会安全学部 准教授)  
 植村 信吉 氏 (奈良県防災士会 副理事長)

コーディネーター

ペナルティ・ヒデ 氏

### 【総括】

奈良県危機管理監 松田 浩之

### 【閉会挨拶】

公益財団法人奈良県消防協会  
 会長 西里 利昭



済美地区自主防災防犯協議会・池口会長による事例発表



やまとなでしこ体操



パネルディスカッション



フォトセッション



防災用品展示 (パネル展示)

### 問合せ先

消防庁国民保護・防災部地域防災室  
 TEL: 03-5253-7561



# 映画とタイアップした 少年消防クラブ員募集ポスターの作成

## 総務課／地域防災室

消防庁では、東映株式会社（本社：東京都）の協力を得て、令和4年12月23日（金）から全国公開の劇場映画作品「仮面ライダーギーツ×リバイス MOVIEバトルロワイヤル」とタイアップした少年消防クラブ員募集ポスターを作成しました。



ポスターイメージ

このポスターを全国の少年消防クラブが所在する市町村等に配付することにより、将来の地域防災の担い手として期待されるクラブ員の参加促進を図ります。

### （参考1）少年消防クラブとは

少年消防クラブは、少年少女が防火及び防災について学習するための組織であり、日頃、防火パトロールや防火・防災に関する研究発表会の実施などの活動をしています。令和4年5月1日現在のクラブ数は4,150団体でクラブ員数は約39万人です。

少年消防クラブ員は、防火や防災についての知識等を身近な生活の中に見出すとともに、日ごろから防火・防災に関する訓練の実施などを通じて、地域における防火・防災思想の普及に努めています。消防庁では、少年消防クラブの活動を支援しています。

### （参考2）映画「仮面ライダーギーツ×リバイス MOVIEバトルロワイヤル」について

仮面ライダーリバイスの“最後の物語”として始まる第1部、そしてギーツ×リバイス×龍騎の共演による“最悪のゲーム”へと突入する今作。

「ジェネレーションズ」シリーズとして作品の垣根を超えてクロスオーバーしてきた冬季の劇場版仮面ライダーが、今作から装いを新たに、そしてかつての「MOVIE大戦」からさらに進化を遂げた《シームレス2部作構成》で両作品ヒーロー達が大躍動！！激戦となるこのゲームを制し最後に勝つのは誰か？勝者が叶える願いとは。ヒーローたちが大スクリーンで魅せる、いまだかつてない衝撃のバトルロワイヤルゲームは必見です。

詳しくは、下記ホームページアドレスから公式ページを御参照ください。

<https://kamenrider-winter.com/#intro-story>

#### 問合せ先

（ポスター関係）  
消防庁総務課 広報係 小野、シーザー  
TEL: 03-5253-7521

（少年消防クラブ関係）  
消防庁地域防災室 住民防災係 中澤、高橋  
TEL: 03-5253-7561

# 緊急消防援助隊情報

## 令和4年度緊急消防援助隊九州ブロック 合同訓練の実施結果について

### 広域応援室・沖縄県実行委員会

令和4年度緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練は、自衛隊、警察、医療機関等の関係機関との連携を含めた緊急消防援助隊の活動能力強化のほか、沖縄県が海に囲まれていることから「緊急消防援助隊のより迅速な沖縄県への進出」を訓練主眼としました。

具体的には、

- ①自衛隊輸送機を活用した緊急消防援助隊の迅速な進出
  - ②民間航空機を活用した緊急消防援助隊の迅速な進出
  - ③車両及び資機材の沖縄県との共用
- の3つの取組を行うこととし、沖縄県が抱える課題の解決に向けて次のとおり実施しました。

#### 1. 実施日

令和4年11月26日（土）・27日（日）

#### 2. 実施場所

沖縄県与那原町、南城市、中城村

#### 3. 訓練想定

令和4年11月26日（土）9時00分頃、沖縄県与那原町東浜を震源とするマグニチュード6.5の地震が発生し、与那原町、西原町及び南風原町では震度6強、南城市、中城村では震度6弱を観測した。

さらに同日9時20分には、先の地震と連動して沖縄県本島南東約150km沖を震源としたマグニチュード8.0の地震が発生。この地震により9時23分に沖縄県沿岸全域に大津波警報が発表され、9時50分には沖縄本島南部沿岸部に到達した津波により、各地で甚大な被害が発生している。

#### 4. 実施内容

##### （1）消防応援活動調整本部等設置運営訓練

想定地震発生後に、沖縄県庁に消防応援活動調整本部を、東部消防組合消防本部、島尻消防組合消防本部及び中城北中城消防本部に指揮本部及び指揮支援本部を設置し、ロールプレイング方式により図上訓練を実施した。

##### 《今後の課題等》

○同時刻に複数箇所で災害が発生したことにより、消防応援活動調整本部内において情報が錯綜するなど、被害状況や部隊の活動状況をうまくとりまとめることができ

なかった。今後も訓練を継続して個々の職員のスキルアップを行い、統括指揮支援隊到着時にはそれまでの活動等をスムーズに共有できるよう習熟する必要がある。

##### （2）参集訓練及び受援対応訓練

陸路での進出ができないため、各県大隊がフェリー及び貨物船による進出を行ったほか、応援県のうち4県の統合機動部隊が自衛隊輸送機及び民間航空機により那覇空港に進出し、活動場所まで民間バスを活用して移動した。自衛隊輸送機等によって進出する場合、被災地に持ち込める量に制限があり十分な資機材を携行できないため、同一エリアで活動する沖縄県内消防応援隊の保有資機材を共用して応援活動を実施した。

また、航空部隊が暫定的な拠点ヘリベースとなる那覇空港外来機駐機スポットに進出し、沖縄県警察航空隊基地内において航空指揮本部及び航空指揮支援本部設置運営訓練を行った。

##### 《今後の課題等》

○自衛隊輸送機等で進出する場合、沖縄県に到着するまでの時間が早くなるが、フェリーで輸送する場合と比較して携行できる資機材の量は減ってしまう。今回の訓練で、沖縄県の資機材を共用することの有用性は確認できたが、沖縄県到着後のバス等をスムーズに確保するため関係会社と調整するなど、引き続き検討が必要であることがわかった。



自衛隊輸送機（C-130）による進出  
鹿児島県統合機動部隊（26日）那覇空港





民間バスを活用した進出  
福岡県大隊（26日）南城市サテライト会場



資機材の共用（26日）南城市サテライト会場

### （3）部隊運用訓練

指揮支援部隊長の部隊統制の下、各関係機関のヘリ及び情報収集ドローンの映像伝送を活用した情報収集訓練や、自衛隊、警察、DMATなどの関係機関と連携した救出救助訓練のほか、水陸両用車や重機などの消防庁無償使用車両を活用する訓練をした。

#### 《今後の課題等》

○関係機関との連携については比較的円滑に実施できたが、自衛隊輸送機等を使用する場合は携行できる資機材が限定され、大型の重機等が不足しがちであると感じた。今後は民間の団体等と連携した訓練を行うなど、民間を含めて県内にある車両をうまく活用し、災害対応を行う必要があると感じた。



他機関と連携した活動（27日）メイン会場



消防庁無償使用車両（水陸両用車）の活用（27日）  
メイン会場

### （4）後方支援活動訓練

西原・与那原マリパークにおいて、拠点機能形成車や支援車Ⅰ型等を活用したほか、汚染・感染予防のため県大隊ごとに除染エリアを設置して後方支援活動訓練を実施した。

#### 《今後の課題等》

○拠点機能形成車等を活用して翌日の作戦会議等を実施したことで、円滑な活動に繋がったと考える。

感染症対策は実災害においても必要であるため、除染エリアや食事、休憩スペースの動線など、効果的な後方支援を行うための訓練を継続していきたい。

## 5. おわりに

今回の訓練は、緊急消防援助隊の対応力強化に加え、沖縄県の受援体制を再確認する貴重な機会となり、発災直後の情報収集から県内消防機関による活動、緊急消防援助隊の要請及び受援までの一連の流れを再確認できました。

また、自衛隊輸送機等を用いた沖縄県への進出を検証したことで、被災自治体との資機材の共用の可能性を検討する必要があることがわかり、さらに関係機関との連携に関する訓練を実施したことで、民間団体の活用に関する新たな課題が確認でき、沖縄県における受援体制を考える上で大変有意義な訓練となりました。

今後、今回の訓練で得られた成果や課題等を踏まえ、緊急消防援助隊の応受援体制の更なる充実強化に努めてまいります。

最後に、本訓練の開催に際し多大な御協力を賜りました九州ブロック各県、参加各消防機関及び関係機関の皆様へ心より感謝申し上げます。

#### 問合せ先

消防庁国民保護・防災部防災課 広域応援室  
TEL: 03-5253-7569（直通）



# 緊急消防援助隊情報

## 令和4年度緊急消防援助隊関東ブロック 合同訓練の実施結果について

### 広域応援室・埼玉県実行委員会

令和4年度緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練は、同時多発する災害への対応が求められる分散平行型訓練の実施を基本方針とし、緊急消防援助隊の出動要請、部隊の参集、配備等について埼玉県内の受援体制を検証するとともに、実践的な訓練を実施し、埼玉県内消防相互応援隊、緊急消防援助隊及び各関係機関との連携強化を図ることを目的として、次のとおり実施しました。

#### 1. 実施日

令和4年11月29日（火）・30日（水）

#### 2. 実施場所

埼玉県戸田市、飯能市、寄居町、加須市、さいたま市他

#### 3. 訓練想定

令和4年11月29日（火）8時30分、埼玉県中部（関東平野北西縁断層帯：北）を震源とするマグニチュード8.1の地震が発生し、埼玉県内で最大震度6強を観測した。この地震により埼玉県内では、建物の倒壊、火災、土砂災害、道路損壊等が発生し、更には前日まで降り続いた大雨の影響により一部では水害も発生して甚大な被害となっているため、埼玉県知事は消防庁長官に対して緊急消防援助隊の出動を要請した。

また、地震発生翌日5時30分頃には、地震により一時的に避難者を受け入れていた「埼玉スタジアム2002」のコンコースのトイレ内において、破裂音とともに異臭が発生し、目の痛みや嘔気を訴える負傷者（一時避難者）が多数発生した。管轄消防局（さいたま市）から報告を受けた消防庁（長官）は事案の状況から「NBC災害における緊急消防援助隊運用計画」の適用を決定し、NBC災害即応部隊の出動を指示した。

#### 4. 実施内容

##### （1）消防応援活動調整本部等設置運営訓練

想定地震発生後に、埼玉県庁に消防応援活動調整本部・県災害対策本部を設置するとともに、被災地（部隊運用訓練会場）を管轄する消防本部（局）に指揮本部及び指揮支援本部を設置し、応援要請等に係る情報伝達、受援調整及び緊急消防援助隊の部隊活動調整等について、ロールプレイング方式による図上訓練等を実施しまし

た。

##### 《今後の課題等》

○図上訓練では、消防応援活動調整本部・県災害対策本部と被災市に設置された指揮本部・指揮支援本部等をWEB会議システム（Zoomミーティング）で接続し、情報の共有を図ったが、今後はトラブルも想定し、接続トラブル等により情報の共有ができない時の対処法などの検討が必要になります。

○統括指揮支援隊が到着するまでに、消防応援活動調整本部・県災害対策本部が指揮本部・指揮支援本部から災害状況（要救助者数等）を積極的に情報収集して地図に記入するなど、情報の見える化をさらに工夫していくことが今後必要になります。



消防応援活動調整本部等設置運営訓練（29日）  
【埼玉県危機管理防災センター（さいたま市）】

##### （2）参集訓練及び受援対応訓練

1日目の訓練では、消防防災ヘリコプター等により指揮支援部隊長が消防応援活動調整本部等に参集するとともに、埼玉県内4か所を進出拠点とし、管轄消防本部（局）による受援対応訓練を実施しました。

2日目の訓練では、NBC災害即応部隊が自署から直接訓練会場に参集するとともに、管轄消防局による受援対応訓練を実施しました。

##### 《今後の課題等》

○本訓練では進出拠点へ滞りなく参集できたが、実災害では通行困難な箇所が多く発生することが予想されるため、参集経路上の負荷想定を設けて、より実災害に即した状況で訓練を実施し、検証することが、今後必要になります。





参集訓練 (29日)【彩湖・道満グリーンパーク (戸田市)】

### (3) 部隊運用訓練

指揮支援部隊長の部隊統制の下、埼玉県警、自衛隊等の多くの関係機関と連携して、部隊運用訓練を実施しました。

地震被害を想定した訓練会場では、座屈倒壊建物救助訓練や土砂災害救助訓練等、当該訓練会場の地域で起こりうる災害を想定した訓練項目を設定し、自衛隊、埼玉県警察及び埼玉DMA T等の関係機関とともに、救出・救助や搬送訓練等を行いました。

テロ行為を想定した訓練会場では、薬剤がまかれて多数の負傷者が発生したという想定で、自衛隊 (中央特殊武器防護隊) と消防機関 (緊急消防援助隊等) が連携して救出・救助訓練を行いました。

また、航空小隊と連携した救助・救急活動等を実施したほか、ヘリテレシステム、無線中継車及びドローンによる映像伝送訓練を実施しました。

#### 《今後の課題等》

○地震被害を想定した訓練では、(一社)埼玉県建設業協会、埼玉県レッカー事業協同組合及び飯能市土木災害協力会等の災害現場で活動調整が想定される民間関係機関と連携を図りましたが、今後も更なる連携強化に向け、災害現場での調整方法等を検討する必要があると考えます。

○本訓練では、災害現場の状況に応じた部隊投入を指揮支援隊等が意思決定する場面が少なかったため、今後は意思決定のプロセスを重視する場面を設定した訓練を実施し、検証を重ねることが必要になります。



土砂災害救助訓練 (29日)【埼玉県環境整備センター (寄居町)】

### (4) 後方支援活動訓練

駐車場を活用した屋外での宿営のほか、体育館等を活用した屋内での宿営も実施しました。また、埼玉県石油商業組合の御協力の下、民間石油業者と共同で燃料補給訓練を実施しました。

#### 《今後の課題等》

○感染症対策を考慮して、できる限り広い敷地を有する施設を宿営会場としたことから、広い会場内での部隊配置等に対する検証を実施することができました。

○宿営で屋内施設を利用できる際の災害時の手続きが円滑に進むよう、日頃から施設管理者と顔の見える関係を構築しておくことが今後必要になります。



後方支援活動訓練 (29日)【羽生水郷公園 (羽生市)】

## 5. おわりに

今回の訓練は、新型コロナウイルス感染症対策として、検温をはじめとした事前の体調管理を実施するほか、感染者が増加して宿営訓練ができなくなっても部隊運用訓練が円滑に実施できるよう、訓練内容を1日目 (地震想定) と2日目 (テロ想定) で大きく分けるようにしました。

分散平行型訓練を実施するため、メインとなる部隊運用訓練会場を複数設けたことから、設営の準備に時間を要しましたが、その分多くの検証結果が得られ、実災害への対応に向けた大変有意義な訓練であったと考えます。

今後、今回の訓練で得られた成果や課題等を踏まえ、緊急消防援助隊の応援体制の更なる充実強化に努めてまいります。

最後に、本訓練開催に際しまして、多大な御協力を賜りました関東ブロック各都県、参加各消防機関及び関係機関の皆様へ心より感謝申し上げます。

#### 問合せ先

消防庁国民保護・防災部防災課 広域応援室  
TEL: 03-5253-7569 (直通)

# 先進事例 紹介

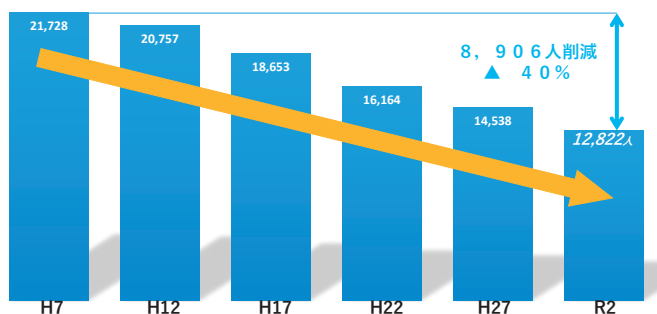
## 行政手続のオンライン化の取組について

神戸市消防局

### 1 はじめに

神戸市は今から28年前の平成7年に阪神・淡路大震災を経験した。震災からの復旧のために財政状況が悪化し、財政再建計画に基づいた大幅な人員削減を実施してきた。

結果として、神戸市全体の職員数は平成7年当時の職員数に比べ40%以上削減され、一人当たりの業務負担の増大が課題となっていた。



神戸市役所全体の職員数の推移

そこで、平成29年6月に結成した「働き方改革推進チーム」が主体となり、「スマートなワークスタイル・働きやすい職場」「スマートで優しい市民サービス」の両立を目指して業務改革を推進してきた。

### 2 消防局での取り組み

このような経緯から、消防局においても令和2年4月から電子申請の受付を開始した。

導入当初こそ申請者側・職員側ともに不慣れであったため手続きに時間を要したケースもあったが、電子申請が浸透するにつれ件数は順調に増加し、導入初年度においても一定の効果を確認できていた。

そこに新型コロナウイルスの流行があり、その対策として来庁者との接触機会の削減が求められた。各種届出・申請書類への押印廃止の方向性も明確となり、更にスマート化を推進していくこととした。

ここでは、具体的な取り組みとして「行政手続のオンライン化」と「執務環境の改善」を紹介する。

### 3 行政手続のオンライン化

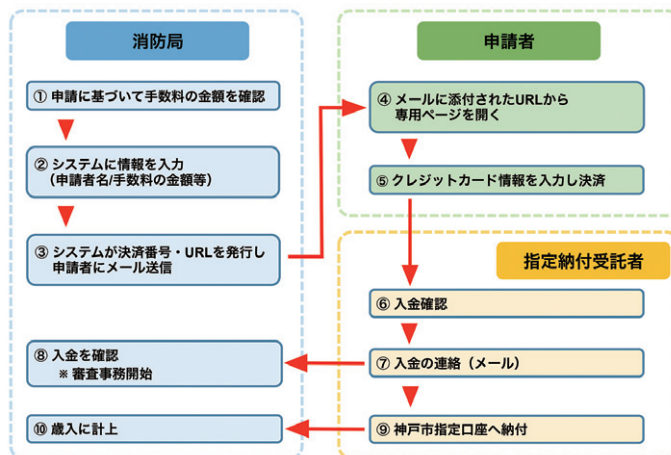
#### ○キャッシュレス決済

まず、電子申請に続く取組として、危険物や保安三法の許可申請等に必要な手数料の支払いのキャッシュレス化を目指した。

オンラインで手数料を決済する手段を確立しなければ、申請者は現金での手数料支払いのためだけに来庁する必要があり、電子申請の利便性を活かすことができないという明確な課題があった。そこでキャッシュレスでの決済方法を検討し、令和3年1月からクレジットカード決済を開始した。

複数あるクレジットカード決済のシステムの中から、カードリーダー等のハードの整備が不要で、コストをかけずに運用を開始できるものを選択した。手続きの流れは、電子申請の受付時に申請者へメールアドレスの登録を求め、当該メールアドレスあてに送付したURLからアクセスできるクレジットカード決済用のページに必要な項目を入力して決済してもらう。このシステムでは消防局側で申請者のクレジット情報を保有しないため、情報管理の面でも利点があった。

慣習であった手数料の現金収納にこだわらなかったことで、申請者は電子申請に続いて手数料納付もオンラインで行えるようになり、利便性が向上したことが電子申請率の向上に繋がっている。また、職員の現金取扱に係る事務負担が減少し、リスクの軽減にも繋がった。



神戸市消防局でのクレジット決済フロー



更に、市民のニーズを把握するために申請者に対してヒアリングを実施。手数料の支払方法として希望の多かったコンビニ支払やオンラインバンキング、電子マネーなどに対応することとし、令和4年度からキャッシュレス決済の手段を拡充させた。

これらの取組を周知するためにQRコードの掲示を窓口で行うなど、従来のリーフレットの配布などとは違うアプローチの広報も取り入れている。

## 消防局の各種手続きは、 電子申請がおススメです。

対象手続きが増えて、ますます便利に  
詳しくは、こちらから。

神戸市 消防局 電子申請 検索



神戸市消防局

QRコードを用いた広報例

### ○完全オンライン化へ

令和4年12月1日から、火薬類取締法に基づいた『火薬類輸入許可申請書』に対する行政処分通知である『火薬類輸入許可書』の電子交付を開始した。神戸港から火薬を輸入する業者は全国に点在しているが、申請手続のために何度も関東や九州から来庁されていたことから、完全オンライン化の効果が高いと判断した。

『情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律』等、関係法令に基づいて許可書の真正性を確保した上で、電子署名された許可書のデータを首長名の電子証明書と併せてオンラインで送付することで、これまでの紙の許可書の交付に代えている。

電子申請、手数料のキャッシュレス決済に続いて、行政処分通知も電子交付をすることで、火薬類を輸入する際に必要な手続をオンラインで完結できるようになり、実際に申請者は来庁することなく許可書を得ることが出来ている。

今後は電子交付できる行政処分通知の種類を増やし、更に手続の効率化を図りたい。

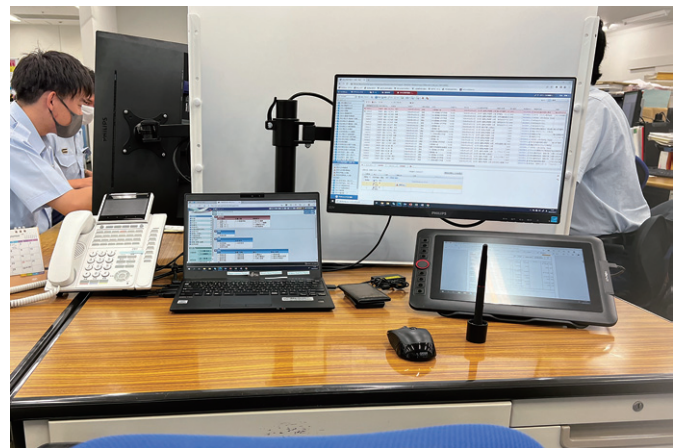
## 4 執務環境の改善

### ○マルチディスプレイとペンタブレット

電子申請が普及するにつれ、担当職員が審査事務を行ううえでの問題も散見されるようになった。中でもノートPCのディスプレイ上で行う申請データや図面の確認・審査については、書類に比べて手間のかかるケースが多いことから、執務環境の改善に取り組んだ。

まず、ページ数の多いPDFの資料や大型の図面を効率的に確認できるように、大型のディスプレイを全担当者に配備し、ノートPCのディスプレイと併せてマルチディスプレイでの執務環境を整えた。2つ以上のデータの比較が容易になり、資料・図面の検索性も向上した。

続いて、PDFの資料に手書きで文字等を追記できる機能を有した液晶ペンタブレットを導入した。申請書類に添付された資料(PDF)の不備箇所を申請者に指摘する際や、電子決裁に添付する資料に法令の根拠や注意点などを記入する際に有効であり、効率的に審査事務を進めることができるようになった。担当職員からはデータのみで審査事務を行うことへの抵抗感がなくなり好評を得ている。



大型ディスプレイやペンタブレットを活用した執務環境



ペーパーレスでのオンライン会議

## ○ワイヤレスでのPC利用

本部事務所内では庁舎内無線LAN（LGWAN）が整備されたことで、自席で使用しているノートPCを窓口等でもワイヤレスで活用できるようになった。また、ミーティングスペースに設置した大型ディスプレイに接続すれば大人数への情報共有が容易に行えるようになった。



LTE端末のイメージ

庁舎外であってもワイヤレスでLGWANに接続できるLTE端末が神戸市の各部局に導入され、PCと組み合わせることで場所にとらわれずに執務することが可能となった。立入検査先にノートPCを持ち込むことで現地において台帳データの確認・修正等が行えるようになり、帰庁後の作業を減少させることができた。計画的に在宅勤務を行うことも可能となり、職員の執務環境は大きく変化してきている。



LTE端末を活用した在宅勤務

## 5 まとめ

電子申請、キャッシュレス決済や行政処分通知の電子交付を初め、電話やメールなどを含めるとオンラインで完結できる事務が増え、申請者の来庁は徐々に減少してきている。担当職員は窓口対応をする時間が減ったことでスケジュール管理が行いやすくなり、立入検査に充てる時間が確保しやすくなった。また、データで完結する仕事が増加したことで職員のペーパーレス化の意識も強くなり、紙の消費量を大幅に削減できている。

オンラインでの行政手続を充実させたことで、市民の利便性向上と併せて、新型コロナウイルスの流行等に左右されずに業務遂行が可能となっており、これはBCPの観点から非常に有効であった。

今後も、業務見直しにより従来の対面・紙による行政手続を徹底的に見直し、スマート化を推進することとしている。消防局で所管する行政手続の総処理件数のうち70%を令和7年度末までに電子申請等で処理することを目標としており、令和3年度末時点で43%まで進捗している。

組織としてあらゆる業務のDX推進を検討することに抵抗がなくなってきており、新たな提案が担当職員から出てくるようになった。更なる業務改革に取り組み、消防業務の充実へ繋げていきたい。



## 救助隊員有資格者に対する救助資機材取扱い訓練を実施

小山市消防本部

小山市消防本部では、消防救助隊員有資格者を対象とした救助資機材取扱い訓練を実施しました。この訓練は、救助隊に任命された際に救助資器材を用いた救助活動を円滑に行えることや救助現場において救助活動の支援を行えるよう実施したものです。訓練を通じて、資機材の諸元、使用方法や救助現場での注意事項等を指導することができました。また、WEB配信を併用したことで、多くの職員が視聴でき、復習することができました。



救助用三脚取扱い訓練の様子



スケッドストレッチャー取扱い訓練の様子

## 消防・警察・自衛隊合同テロ対策訓練を実施!

伊丹市消防局

伊丹市消防局では、令和4年12月5日(月)に陸上自衛隊、兵庫県警、尼崎市消防局と合同テロ対応訓練を実施しました。

訓練は、ドローンにより化学剤が散布され多数傷病者が発生した想定で、消防による救出救助、警察機動隊による証拠物押収、自衛隊による除染と各機関が連携した活動を行い、顔の見える関係構築と有事の際の連携要領を学ぶことができました。

今後も災害対応能力の向上を目指し、訓練に取り組んでいきます。



# 消防通信 望楼 ぼうろう

## ハラスメント対策研修会を実施

奈良市消防局

奈良市消防局では、令和4年11月28日(月)当市管内にある帝塚山大学から講師をお招きし、ハラスメント対策研修会を実施しました。

この研修会は、職場に潜む様々なハラスメントに対する認識と意識向上を目的として実施し、研修の様様をリアルタイムで各所属に映像配信することにより多くの職員が受講し理解を深めました。

職員個々がハラスメントについての正しい知識を身に付け日頃から意識することで、ハラスメントを起ささない明るく働きやすい職場環境づくりに努めます!



## 福岡地区の消防本部参加による消防法第5条の3シミュレーション訓練の実施

筑紫野太宰府消防組合消防本部

12月7日、14日、26日の3日間にわたり、福岡地区の消防本部計7本部59名の査察員が集合し消防法第5条の3措置命令シミュレーション訓練を実施しました。

直通階段が一つの防火対象物における物件除去を想定とし、消防法第5条の3の規定に基づく措置命令を通じて職員の査察技術の向上を図っています。

他消防本部にも実施隊として参加していただき、知識、技術等の研鑽に励むとともに実務上の課題や取組みを共有しました。

今後も、発展的かつ持続可能な研修会を追及していく所存です。



消防通信/望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。  
ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】





# 消防大学校だより

## 予防科における教育訓練

消防大学校では、専科教育において、予防業務の指導の立場にある職員を対象として、予防業務に関する高度な知識及び技術を専門的に修得させ、予防業務の教育指導者等としての資質を向上させることを目的に「予防科」を設置しています。

令和4年度は、予防科第112期が8月24日から10月14日までの52日間（3日間は各消防本部や自宅でのリモート受講）実施し、30名の学生が卒業しました。

講義では、消防庁において審議官による講話や予防課長による予防行政の動向のほか、多くの消防本部から消防職員を講師として迎え、消防同意や消防用設備等の審査・検査要領をはじめ、危険物規制及び火災調査の基礎等についてご講義いただきました。

新たな取り組みとして、令和4年度消防庁予防業務優良事例表彰本部から講師を招き、電子申請関係の推進やコロナ渦を踏まえた消防広報のあり方について講義いただいた他、小・中規模消防本部で先進的な取り組みを行っている消防本部からも講師を招聘し、図上訓練を用いた違反是正等について論じていただくとともに、シュミレーション訓練を通じ、各学生の所属する様々な規模の本部に、より現実的で実効性の高い講義・演習を行いました。

また、防火管理委託業務を請け負う民間企業講師の講義では、消防職員による指導に対する受け止め方、そこに温度差が発生するケースもあることを知り、指導が一方通行になる危険性を認識したことから、普段からの相互のコミュニケーションが重要だと学びました。

法令等の知識や予防実務の講義だけでなく、関係者に対して適切な指導をする上での交渉術を身につけるため、警察庁指定広域技能指導官による説得技法や危機管理広報として報道対応演習、パワーポイント資料の作成要領など、指導者として必要な知識・技術の習得のための講義は、多くの学生から好評を得ました。

課題研究では、学生が職場で抱えている問題等を持ち寄り、現在の社会情勢を踏まえ、新しい発想や考え方に基づいて、将来あるべき予防行政について検討を重ね、日課だけでなく課外においても、図書館で文献を調べた



違反是正図上訓練



消防庁での講義後の様子  
※撮影時のみマスク離脱

り、寮の談話室で討議を行うなど、熱心な取り組みが行われました。

発表は、消防庁予防課から講評者を迎え、各班とも緊張の中、満足のいく発表ができ、活発な意見交換ができました。

学生からは入校当初の目標を達成することができ、大変有意義であったとの意見が多く寄せられました。同じ目標を持つ仲間が全国から集い、入校期間中は様々な意見を交わすことができたことは、大変貴重な経験であったと思います。

今後は、消防大学校で習得した知識・技術や課題研究での取り組みを、それぞれの所属で日々の業務に活かしていただき、指導者として、「やるなら今しかない！」の精神で地域の安心・安全のためにご活躍されることを心から願っております。



# 消防大学校だより

## 航空隊長コースにおける教育訓練

消防大学校では、航空隊長コース第22回（令和4年12月1日から12月14日まで）を約2週間の日程で実施しました。

本コースは、緊急消防援助隊の航空部隊の隊長等に対する教育を主眼として、航空隊の運用・活動統制・安全管理・広域応援等を学び、その業務に必要な知識及び能力を修得させることを目的としています。

今年度については、計60名の消防防災航空隊の隊長、副隊長が受講しました。

研修では、「航空法規」、「航空工学」などの基礎的知識をはじめ、消防庁幹部職員による「航空消防防災の現況」や「消防広域応援の対応」の講義、自衛隊・警察庁・海上保安庁による「他機関との連携」に関する講義、埼玉県防災航空センター隊長からの「航空機運用の新たな取り組みについて」、「群馬県防災ヘリ墜落事故について」のほか、自らが経験した活動事例について個々に発表し、討議及び研究を行う「災害活動事例研究」を学びました。

さらに東日本大震災、熊本地震、北海道胆振東部地震における航空受援体制及び令和元年台風19号並びに令和2年7月豪雨活動など全国の航空隊から応援を受けた被災地防災航空隊の隊長を講師に招き、受援体制や活動事例について講義していただきました。

また、校外研修では、埼玉県防災航空センターの視察研修を行い、他県の防災航空隊のCRM体制や装備等を学ぶことで自隊に持ち帰りたいと学生から多くの意見をいただきました。

さらに、研修を終えた学生からは、「新型コロナウイルス感染拡大の中、今までのような生活様式ではないものの全国の消防防災航空隊の方と貴重な情報交換や親睦を深めることができた。」、「航空業務における各隊の共通する諸問題、航空指揮者としての課題等を十分に討議することができた。」、「安全管理の重要性や緊急消防援助隊における受援体制が学べた。」等の意見が寄せられました。

今後は、消防大学校で修得した幅広い知識を糧にし、安全運航を第一に、機動力を活かした消防防災航空隊の充実強化と大いなる活躍が期待されます。

そして、今回このような新型コロナウイルス感染拡大する環境下の中、コースが開催できたことに所属及び各都道府県関係者並びに学生を快く送りだしていただきましてご家族に感謝申し上げます。

～守・刃・離～



航空受援シミュレーション訓練



災害事例研究発表



視察研修（埼玉県防災航空センター）



視察研修（総務省消防庁）

### 問合せ先

消防大学校教務部  
TEL: 0422-46-1712





## 最近の報道発表 (令和4年12月21日～令和5年1月20日)

### <救急企画室・広域応援室・参事官>

5.1.18	「令和4年版 救急・救助の現況」の公表	全国の救急業務及び救助業務の実施状況等を取りまとめましたので、「令和4年版 救急・救助の現況」(救急蘇生統計を含む。)として公表します。
--------	---------------------	--

### <予防課>

5.1.20	「第69回文化財防火デー」の実施	令和5年1月2日(木)は、第69回文化財防火デーです。これに伴い、全国各地で消防関係者、文化財関係者、教育関係者及び地域住民が協力して、消防訓練が実施されます。
--------	------------------	--

### <特殊災害室>

4.12.23	「石油コンビナート災害対応への先進技術活用検討会報告書」の公表	石油コンビナートにおける災害発生時には、防災要員が安全かつ的確に活動できるように支援する仕組みの構築が求められますが、昨今のAI・IoT技術等の先進技術の発展は目覚ましく、すでにウェアラブルカメラ等の情報収集デバイスやドローンによる情報収集など、保安分野での活用が期待されている技術が現れております。 このため、石油コンビナート災害に対応する防災要員の安全性の向上や支援を目的として、令和元年度から「石油コンビナート災害対応への先進技術活用検討会」を開催し、先進技術活用に関するニーズ調査及び分析を行うとともに、すでに現場で活用されている先進技術や、現場で活用が見込まれる技術の検討を行ってきました。 この度、検討の結果を報告書として取りまとめましたので公表します。
---------	---------------------------------	---

### <国民保護室・国民保護運用室>

4.12.22	令和4年度における弾道ミサイルを想定した住民避難訓練の実施	令和4年度における、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を国と共同で実施する予定の地方公共団体について、新たに岐阜県海津市が訓練実施団体に加わりましたので、お知らせします。
---------	-------------------------------	---

### <地域防災室>

5.1.4	消防団PRムービーコンテストの応募作品に対する投票の受付開始	地域住民の方々に、消防団をより身近なものとして知っていただくため、消防団PRムービーコンテスト特設サイトにて、投票の受付を開始します。 今回は、全国から29作品の応募がありました。是非、投票をお願いします。
-------	--------------------------------	--





## 最近の通知 (令和4年12月21日～令和5年1月20日)

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防予第41号	令和5年1月20日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁予防課長	防火・防災管理に関する講習のガイドラインの改正について (通知)
事務連絡	令和5年1月20日	各都道府県消防防災主管部 (局)	消防庁救急企画室	医療機関における救急医療のひっ迫回避に向けた取組への対応について
消防危第8号	令和5年1月19日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	移動タンク貯蔵所等に対する立入検査結果及び危険物の移送等における保安確保について
消防予第22号	令和5年1月16日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	住宅用火災警報器の設置状況等調査について
事務連絡	令和5年1月13日	各都道府県消防防災主管部(局)	消防庁救急企画室	鳥インフルエンザ発生への対応について (お知らせ)
消防特第3号	令和5年1月12日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁特殊災害室長	林野火災に対する警戒の強化について
事務連絡	令和5年1月4日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	消防法令における各種手続に係る標準様式等の追加プリセットについて (情報提供)
消防予第653号 消防危第296号	令和4年12月27日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長 消防庁危険物保安室長	積雪等に伴う長時間停電を踏まえた防火対策の徹底について
事務連絡	令和4年12月26日	各都道府県消防防災主管課	消防庁予防課	「二酸化炭素消火設備に係る基準改正のポイント」の掲載について
消防危第295号	令和4年12月26日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	車載用リチウムイオン蓄電池の貯蔵に係る運用について (通知)
事務連絡	令和4年12月26日	各都道府県消防防災主管部 (局)	消防庁救急企画室	年末年始を見据えた国民の皆様への呼びかけへの対応及び「救急車利用マニュアル」改訂の再周知について
府政防第1573号 消防災第269号	令和4年12月23日	各都道府県消防防災担当主幹部 (局) 長	内閣府政策統括官 (防災担当) 付 参事官 (総括担当) 消防庁国民保護・防災部防災課長	複数の市町村による共同策定が可能な計画の明確化について
消防地第635号	令和4年12月23日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁長官	地域防災力の中核となる消防団の充実強化に向けた取組事項について
消防消第431号	令和4年12月23日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁消防・救急課長	令和3年度における消防職員委員会の運営状況結果及び消防職員委員会の運営に関する留意事項について (通知)
事務連絡	令和4年12月22日	各都道府県消防防災主管部(局)	消防庁救急企画室	鳥インフルエンザ発生への対応について (お知らせ)
消防情第373号	令和4年12月21日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁防災情報室長	建物建築費指数について (通知)
消防予第646号	令和4年12月21日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁予防課長	「二酸化炭素消火設備が設置された部分又はその付近で工事等作業を行う際の事故防止対策実施マニュアル」について

## 広報テーマ

2 月		3 月	
① 春季全国火災予防運動	予防課	① 外出先での地震の対処	防災課
② 全国山火事予防運動	特殊災害室	② 地域に密着した消防団活動の推進	地域防災室
③ 消防団員の入団促進	地域防災室	③ 少年消防クラブ活動への理解と参加の呼び掛け	地域防災室



# お知らせ



## 一般公開のお知らせ

### 消防研究センター

消防研究センター、消防大学校、日本消防検定協会及び一般財団法人消防防災科学センターでは、令和5年度の科学技術週間にあたり、研究開発や消防用機械器具の紹介等を目的として一般公開を行います。

今年度は、4年ぶりに実開催（敷地内の施設の公開や実演等）を行う予定であり、加えて、令和3年度に初めて行ったオンライン開催も予定しています。

なお、これらの内容については消防研究センターホームページにて最新情報のご確認をお願いいたします。

#### 1 実開催（予定）

##### (1) 日時

令和5年4月21日（金）

10：00～16：00（入場無料）

##### (2) 場所（受付：消防研究センター本館）

ア 消防研究センター、消防大学校

（東京都調布市深大寺東町4-35-3）

イ 日本消防検定協会

（東京都調布市深大寺東町4-35-16）

※ア及びイは同一敷地内にあります。

##### (3) 実開催で予定している公開内容

軽油の燃焼実験、災害時の消防力・消防活動能力向上に関する研究開発の紹介、石油タンクの安全性に関する研究開発の紹介、原因調査室の業務紹介

※公開内容については変更となる可能性があります。

##### (4) 交通機関

ア JR中央線吉祥寺駅南口から バス約20分

6番乗り場：「深大寺」「野ヶ谷」「調布駅北口」行き

〔消防大学前〕下車

イ JR中央線三鷹駅南口から バス約20分

8番乗り場：「野ヶ谷」行き〔消防大学前〕下車

7番乗り場：「晃華学園東」行き〔中原三丁目〕下車

徒歩5分

ウ 京王線調布駅北口から バス約18分

11番乗り場：「杏林大学病院」行き〔中原三丁目〕下車

徒歩5分

#### 2 オンライン開催（予定）

##### (1) 日時

令和5年4月14日（金）10：00

～4月24日（月）16：00

##### (2) 開催ページ（アクセスURL）

消防研究センターホームページ

（<http://nrifd.fdma.go.jp/>）

「消防研究センター一般公開」

でも検索できます。



##### (3) オンライン開催で予定している公開内容

【消防研究センター、消防大学校】

救急車・指揮車用パンク対応タイヤ、身近な材料で作った燃焼区画による机上実験、原因調査技術に関する研究の紹介、消防大学校での教育訓練（ホットトレーニング）

【日本消防検定協会】

検定制度と検定の方法、検定品目の紹介、受託評価業務の紹介、型式試験（感知器、受信機、金属製避難はしご、緩降機）

【消防防災科学センター】

過去の災害から学ぶ（災害対応を体験した市町村長の体験談）、防災訓練を学ぶ（各地で取り組まれている防災訓練の様子・防災図上訓練の解説）

#### 3 問い合わせ先

■消防研究センター 研究企画室

電話 0422-44-8331（代表）

ホームページ <http://nrifd.fdma.go.jp/>

■消防大学校 教務部

電話 0422-46-1712（直通）

ホームページ <http://fdmc.fdma.go.jp/>

■日本消防検定協会 企画研究部情報管理課

電話 0422-44-7471（代表）

ホームページ <http://www.jfeii.or.jp/>

■一般財団法人消防防災科学センター 総務部

電話 0422-49-1113（代表）

ホームページ <https://www.isad.or.jp/>





前回のオンライン開催状況

消防研究センターホームページ

<http://nrifd.fdma.go.jp/>

消防研究センター一般公開

検索



The screenshot shows the website interface for the Fire Research Center. The main heading is '令和4年度 一般公開' (April 2022 General Open House). Below this, there is a list of online event topics, including '消防研究センターの紹介' (Introduction to Fire Research Center), '救急の最新技術紹介' (Introduction of the latest emergency technology), and '原因調査室の業務' (Business of the Cause Investigation Room). A search bar and navigation menu are visible at the top.

これまでの実開催の様子



軽油の燃焼実験  
[消防研究センター]



住宅用消火器による天ぷら油火災の消火実演  
[日本消防検定協会]



# 令和5年3月1日(水) から7日(火) 春季全国火災予防運動を実施します！

## 予防課

### 【春季全国火災予防運動】

消防庁では、「お出かけは マスク戸締り 火の用心」を2022年度全国統一防火標語とし、令和5年3月1日から7日までの7日間にわたり、「春季全国火災予防運動」を実施します。



春季全国火災予防運動ポスター



全国統一防火標語ポスター

令和3年中の住宅火災による死者数は966人であり、全ての火災による死者数1,417人の約7割を占めています。火災による被害を減らすためには、一人ひとりが普段の生活の中で、防火に対する意識を高め、火災予防の対策を行うことが重要です。住宅火災による死者の発生防止対策をまとめた「住宅防火のいのちを守る10のポイント～4つの習慣・6つの対策～」を参考に身の回りの火災予防対策を確認しましょう。

### 住宅防火 いのちを守る10のポイント

4つの習慣

- 1 寝たばたは 寝かしこみ、起きない
- 2 ストープの周りに 燃えやすいものを置かない
- 3 こまめな掃除と 可燃物の整理
- 4 コンセントは 確認し、必要ならプラグは抜く

6つの対策

- 1 火災の発生予防のために、ストーブやこたしは 安全確認の付いた機器を使用する
- 2 火災の早期発見のために、煙感知器や火災警報器を設置し、10年を目安に交換する
- 3 火災の拡大を防ぐために、防煙・防炎対策として、避難経路の確保、夜間及びカーテンは、遮断機能を使用する
- 4 火災を小さいうちに消すために、消火器を数箇所、使い方を確認しておく
- 5 対応要りな自身の不自由な人は、避難訓練と火災対策を定期的に実施しておく
- 6 防火区画確保への参加、戸別訓練などにより、地域ぐるみの防火対策を行う

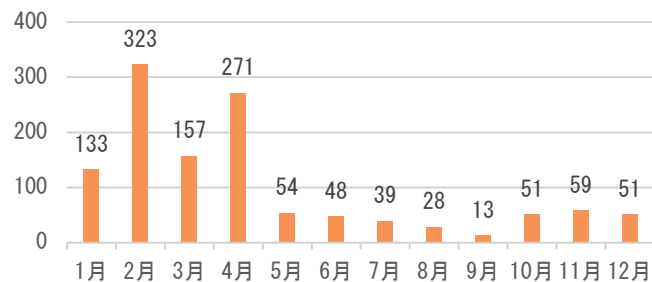
また、この運動で、停電からの復旧後の再通電時における通電火災対策も含めた、地震、台風などの自然災害による火災対策についても周知及び注意喚起を図ることを推進していくこととしています。この機会に、防火の知識や技能の修得に努めるなど、防火意識を高めましょう。

### 【全国山火事予防運動】

この火災予防運動にあわせて、山火事予防に対する意識を高め、森林の保全と地域の安全に資することを目的とした「全国山火事予防運動」を林野庁と共同で実施します。

令和3年中における月別の林野火災の発生件数をみると、2月から4月までの発生件数が全体の過半数を占めています。主な出火原因は、たき火、火入れ、放火となっており、これは、春を迎えての火入れや入山者が増加するためと考えられます。林野周辺にお住みの方や入山する方は、この時期に、山火事への防火意識を高め、山火事予防にご協力いただきますようお願いいたします。

### 林野火災の月別発生件数（令和3年中）



令和3年（1～12月）における火災の状況（確定値）を基にグラフ作成

### 林野火災の主な出火原因（令和3年中）

たき火	火入れ	放火 <sup>注</sup>	たばこ	マッチライター	その他
375	247	99	58	34	414

（注：放火の疑いを含む）  
令和3年（1～12月）における火災の状況（確定値）を基に作成

### 問合せ先

消防庁予防課予防係 佐藤、菅野  
TEL: 03-5253-7523



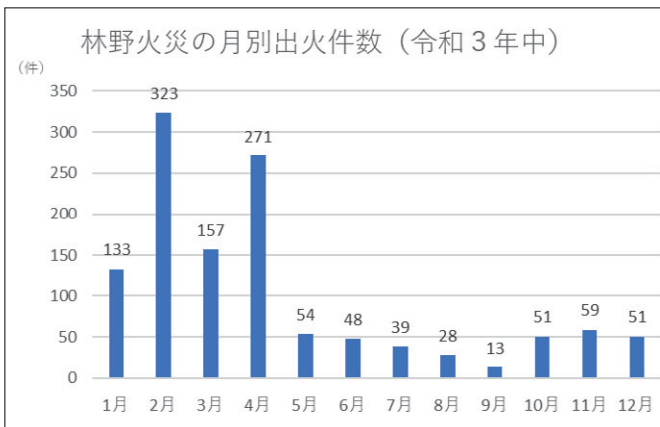


# 林野火災を防ごう！ ～全国山火事予防運動～

## 特殊災害室

### 1 林野火災の発生状況及び注意点

令和3年中の林野火災の出火件数は、1,227件（対前年比12件減）で、下図に示すとおり2月から4月までの間に751件の火災が集中して発生しました（年間出火件数の61.2%）。この原因としては、この時期に火入れが行われることや、山菜採りやハイキングなどで入山者が増加することによる火の不始末等が考えられます。



令和3年中の林野火災発生状況を見ると、焼損面積は789ha（対前年比341ha増）、死者数は11人（同6人増）、損害額は1億7,642万円（同2,505万円減）となっています。

区分	令和2年	令和3年	増減数	増減率
出火件数 (件)	1,239	1,227	△12	△1.0%
焼損面積 (a)	44,885	78,947	34,062	75.9%
死者数 (人)	5	11	6	120.0%
損害額 (万円)	20,147	17,642	△2,505	△12.4%

出火原因としては、「たき火」によるものが375件で全体の30.6%を占め最も多く、次いで「火入れ」、「放火（放火の疑いを含む）」、「たばこ」、「マッチ・ライター」の順となっており、人為的な要因による火災の割合は、全体の約66.7%を占めています。

令和3年中の主な出火原因

たき火	火入れ	放火 (放火の疑いを含む)	たばこ	マッチ・ライター	その他	林野火災発生件数
375件 (30.6%)	247件 (20.1%)	104件 (8.5%)	58件 (4.7%)	34件 (2.8%)	409件 (33.3%)	1,227件

林野火災を未然に防ぐため、次のような点に注意するよう心がけましょう。

#### 【林野火災防止のための注意点】

- 枯れ草等のある火災が起こりやすい場所では、たき火をしないこと
- たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火すること
- 強風時及び乾燥時には、たき火、火入れをしないこと
- 火入れを行う際は市町村長の許可を必ず受けるとともに、あらかじめ必要な防火対策を講じること
- たばこは、指定された場所で喫煙し、吸いながらは必ず消すとともに、投げ捨てないこと
- 火遊びはしないこと、また、させないこと

### 2 全国山火事予防運動（3月1日～3月7日）

消防庁では、広く国民に山火事予防意識の啓発を図るとともに、予防対策を強化し、森林の保全と地域の安全に資することを目的として、林野庁と共同で春季全国火災予防運動期間中の3月1日から3月7日までを「全国山火事予防運動」の実施期間と定め、次のような活動を通じて山火事予防を呼びかけています。

#### 【全国山火事予防運動期間中における主な活動】

- 全国の消防関係機関において林野火災の予防対策と警戒を強化
- ハイカー等の入山者、地域住民、小中学校の児童・生徒等を対象とした啓発活動
- 駅、市町村の庁舎、学校、登山口等への警報旗やポスター等の掲示
- テレビ、ラジオ、有線放送、新聞、インターネット等の各種広報媒体を活用した山火事予防意識の高揚
- 住宅地等に近接する森林での重点的な森林パトロールの実施
- 農林業関係者等と消防関係者等が連携した消防訓練及び防火研修会の開催 等

#### 令和5年 山火事予防の標語

「火の確認 山を愛する あなたのマナー」

### 3 おわりに

森林は、地球温暖化の主な原因である二酸化炭素を吸収し、生命に必要な酸素を供給する貴重な資源であり、一度焼失してしまうと、その回復には長い年月と多くの労力を要することになります。

林野火災の大部分は、皆さん一人ひとりの注意で防ぐことができます。貴重な人命や財産を火災から守るため、林野での火気の取扱いには十分気をつけましょう。

#### 問合せ先

消防庁予防課特殊災害室  
TEL: 03-5253-7528



# 消防団への加入促進

## 地域防災室

総務省消防庁では、就職、進学に伴う転居等により、消防団員の退団が年度末にかけて多く、消防団員の確保の必要性があることを踏まえ、毎年1月から3月までの間を「消防団員入団促進キャンペーン」期間と位置付け、地方公共団体等と連携しながら全国的な広報を行っています。

消防団入団促進サポーターとして、お笑い芸人の「和牛」さん、「間寛平」さん、「横澤夏子」さん、「オズワルド」さんをはじめ、若い女性を代表し、「ゆうちゃみ」さんをキャ

ラクターに起用し、消防団への入団促進用PR動画・ポスターやリーフレットを作成しました。

3月からは、渋谷や新宿等の屋外ビジョンやJR等の電車内モニターに広報動画を掲出するなど、より強化した取組を実施する予定としています。

これからも、地域防災力の充実強化のため、地域の幅広い層から、一人でも多くの方々が消防団に入団されるよう取り組んでまいります。



消防団入団促進サポーター「和牛消防団」任命式の様子



ポスター



リーフレット



PR動画

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課地域防災室  
TEL: 03-5253-7561





## 消防防災分野の国際協力について

### 参事官

開発途上国では、経済発展・都市化が進む過程で、消防防災体制の充実化が必要となってきます。これに伴い、我が国の消防防災の知見、技術等を学び、取り入れたいという諸外国からのニーズも寄せられており、消防庁では、これに応ずるべく、消防本部、外務省、独立行政法人国際協力機構（JICA）等と連携・協力をしつつ、消防防災分野の国際協力を積極的に実施しています。

また、海外において大規模災害が発生した際に、我が国が実施する国際緊急援助においても、消防が培ってきた高度な救助技術と能力を海外の被災地で発揮できるよう、国際消防救助隊（IRT）の派遣体制を整えるとともに、隊員の能力強化に努めています。

ここでは、消防庁が実施している主な国際協力事業をご紹介します。

#### 【国際消防防災フォーラム】

アジア圏内の国を主な対象として、平成19年度から「国際消防防災フォーラム」を開催しています。これは、我が国の消防技術、制度等を広く紹介し、開催国の消防防災能力の向上を図ることを目指すもので、これまでベトナム、トルコ、タイ、インドネシア、モンゴル、ミャンマー、カンボジア、マレーシア、フィリピンの9か国で実施してきました。

また、本フォーラムには開催地の消防防災関係者が多数集うことから、我が国の消防防災関連機器メーカーにも参加していただき、プレゼンテーションや展示ブースを通じて製品を紹介することで、相手国政府や消防防災関係者に我が国の消防防災機器の質の高さを示す場としても、本フォーラムは活用されています。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、オンライン形式により、これまでの主たるターゲットであったアジア圏のみならず、欧州、北米、南米、アフリカ、オセアニア等まで広く参加を呼びかけ、約60か国から1,200名を超える参加登録を得て、我が国消防の救助、予防、消防団に関するプレゼンテーションのほか、国連防災機関（UNDRR）駐日事務所や独立行政法人国際協力機構（JICA）によるスピーチや日系企業13社による製品紹介が行われました。

今年度は、ASEAN 諸国の消防防災関係者の参加を得て、シンガポールにて開催する予定です。これにより、我が国の消防防災の技術・制度や消防用機器等の海外における認知度がさらに高まるとともに、各国の消防防災能力の向上に寄与することを期待しています。

#### 国際消防防災フォーラム



会場内で日系企業が自社製品を紹介  
（令和元年度 タイ）



消防戦術に関するプレゼンテーション  
（令和元年度 タイ）



国際消防防災フォーラム  
（令和3年度 オンライン開催）





### 《令和4年度の国際消防防災フォーラムの概要(予定)》

開催日：令和5年3月1日(水)、2日(木)

開催場所：シンガポール

- 内 容：○我が国の消防用機器の規格・認証制度に関するプレゼンテーション  
○我が国の消防団に関するプレゼンテーション  
○日系企業によるプレゼンテーション  
○JICAによるプレゼンテーション  
○ASEAN諸国によるプレゼンテーション



横浜市消防局による救助活動事例報告  
(令和3年度 オンライン開催)



日系企業による製品紹介  
(令和3年度 オンライン開催)

### 【国際緊急援助活動】

国際消防救助隊(IRT)は、海外で大規模災害が発生した際、被災国からの要請に応じ派遣される国際緊急援助隊・救助チームの一員であり、派遣実績は、昭和61年の発足以来、21回を数えます。

消防庁では、今後の派遣に備えるため、国際緊急援助隊の一員となりうる消防本部の救助隊員を対象として、国際基準に沿った救助技術や知識等を取得するための訓練やセミナーを実施しており、各隊員が海外被災地において効果的な救助活動を行えるよう能力強化を行っています。

特に昨年11月、我が国の国際緊急援助隊・救助チームは、国際救助チームの能力を評価するIER(INSARAG External Re-Classification:外部再評価)を受検し、平成22年のIEC(INSARAG External Classification)、平成27年のIERに引き続き、最高分類である「Heavy(ヘビー)」の再認証を得ましたが、この場に参画したIRT隊員は日頃より培ってきた能力を遺憾なく発揮しました。

国際的にも我が国の救助チームが難易度の高い搜索救助現場で活動することを期待されていることから、国際消防救助隊の技術水準を向上させるための教育訓練を引き続き実施していきます。



メキシコ地震の際の搜索救助活動  
(平成29年9月JICA提供)



崩壊建物内の要救助者を救出するための訓練





【Heavy】級評価認証式



国際消防救助隊からIER受検に参加した隊員及びエクスコン

## 【開発途上国等への技術協力】

JICAと連携し、諸外国の消防士等を対象に消防本部の協力の下で課題別研修及び国別研修を行っています。研修員は、数週間から数ヶ月にわたって、日本の消防防災に関する知識や技術を身につけ、自国の消防防災能力の向上に役立てています。

### ・課題別研修

課題別研修として、昭和62年度から「救急救助技術」研修、昭和63年度から「消防・防災」研修（平成25年度までは「消火技術」研修として実施）を実施しています。

「救急救助技術」研修は大阪市消防局において実施しており、これまでに74か国291名の研修員を受け入れています。また、「消防・防災」研修は北九州市消防局において実施しており、これまでに86か国292名の研修員を受け入れています。それぞれの研修では、訓練礼式等の基礎訓練から、実災害を想定した消火訓練や救助訓練まで幅広い分野の訓練を実施しています。

約30年間、毎年度実施してきた課題別研修ですが、昨年度、一昨年度は、新型コロナウイルス感染症対策の影響を受け、開催できませんでした。しかし、今年度は、各種の制限が緩和されたことから、通常より短い期間ではありますが、3年ぶりに、引き続き北九州市消防局において「消防・防災」研修を開講し、5か国から9名の研修生が参加しました。また、「救急救助技術」研修も2月に大阪市消防局において開催予定です。これまで同様、研修生には習得した知識や技術

を活かして、自国の消防防災能力強化に貢献することを期待しています。

### ・国別研修

開発途上国からの個別の要請に基づき実施する国別研修では、これまでベトナム（平成21年度～平成23年度）、中国（平成21年度～平成24年度）、イラン（平成24年度～平成26年度）などの国々へ研修を実施してきました。近年では、平成26年度から平成29年度までマレーシアに対して、「消防行政能力向上プロジェクト」を実施しています。



救急救助技術研修  
(大阪市消防局提供)



消防・防災研修  
(北九州市消防局提供)

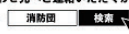
国際協力を積極的かつ継続的に実施するためには、消防本部をはじめ、関係機関との連携が不可欠です。関係者の皆様には、消防防災分野における国際協力へのご理解とご協力を引き続きお願いいたします。

### 問合せ先

消防庁国民保護・防災部参事官付  
遠藤国際協力官/廣田係長/長谷事務官/新井事務官  
TEL: 03-5253-7507





消防団に関する詳しい情報はWEBで  
消防団への入団手続について、詳しくはお問い合わせ先へご連絡いただくか、  
消防団オフィシャルウェブサイトをご覧ください。  消防団 検索

消防団  
オフィシャル  
ウェブサイト 

【お問い合わせ先】

 **総務省消防庁**  
住民とともに Fire and Disaster Management Agency